用地調査等共通仕様書

令和４年１０月

大分県土木建築部

目　　　次

第１章　総　則　…………………………………………………………　１

第１条（趣旨等）
第２条（用語の定義）
第３条（基本的処理方針）
第４条（監督職員）
第５条（主任担当者）
第６条（業務従事者）
第７条（用地調査等業務の区分）

第２章　用地調査等業務の基本的処理方針　……………………………　１０

第１節　用地調査等業務の実施手続　……………………………………　１０

第８条（施行上の義務及び心得）
第９条（打合せ等）
第１０条（現地踏査）
第１１条（作業計画の策定）
第１２条（監督職員の指示等）
第１３条（貸与品等）
第１４条（立入り及び立会い）
第１５条（障害物の伐採）
第１６条（身分証明書）
第１７条（算定資料）
第１８条（監督職員への進捗状況の報告）
第１９条（成果品の一部提出等）
第２０条（成果品）
第２１条（検査）
第２２条（修補）
第２３条（条件変更等）
第２４条（精度監理）
第２５条（精度監理対象業務の対応）
第２６条（守秘義務）
第２７条（個人情報の取扱い）
第２８条（安全等の確保）
第２９条（行政情報流出防止対策の強化）
第３０条（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第２節　数量等の処理 …………………………………………………… １５
第３１条（建物等の計測）
第３２条（図面等に表示する数値及び面積計算）
第３３条（計算数値の取扱）
第３４条（補償額算定調書に計上する数値）
第３５条（補償額等の端数処理）

第３章　権利調査 …………………………………………………… １７

第１節　調　査 …………………………………………………… １７
第３６条（権利調査）
第３７条（地図の転写）
第３８条（土地の登記記録の調査）
第３９条（建物の登記記録の調査）
第４０条（権利者の確認調査）
第４１条（墓地管理者等の調査）

第２節　調査書等の作成 …………………………………………………… １８
第４２条（調査書の作成）

第４章　建物等の調査 …………………………………………………… ２０

第１節　調　査 …………………………………………………… ２０
第４３条（建物等の調査）
第４４条（建物等の配置等）
第４５条（法令適合性の調査）
第４６条（木造建物）
第４７条（木造特殊建物）
第４８条（非木造建物）
第４９条（機械設備）
第５０条（生産設備）
第５１条（附帯工作物）
第５２条（庭園）
第５３条（墳墓）
第５４条（立竹木）

第２節　調査書等の作成 …………………………………………………… ２２

第５５条（建物等の配置図の作成）
第５６条（法令に基づく施設改善）
第５７条（木造建物）
第５８条（木造特殊建物）
第５９条（非木造建物）
第６０条（機械設備）
第６１条（生産設備）
第６２条（附帯工作物）
第６３条（庭園）
第６４条（墳墓）
第６５条（立竹木）
第６６条（図面の省略）

第3節　算　定 ･･ ２４
第６７条（移転先の検討）
第６８条（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）
第６９条（木造建物）
第７０条（木造特殊建物）
第７１条（非木造建物）
第７２条（照応建物の詳細設計）
第７３条（機械設備）
第７４条（生産設備）
第７５条（附帯工作物）
第７６条（庭園）
第７７条（墳墓）
第７８条（立竹木）
第７９条（算定表）

第５章　営業その他の調査 ･･ ２８

第1節　調　査 ･･ ２８
第８０条（営業その他の調査）
第８１条（営業に関する調査）
第８２条（居住者等に関する調査）
第８３条（動産に関する調査）

第２節　調査書の作成 ･･ ２８
第８４条（調査書の作成）

第3節　算　定 ･･･ ２９
第８５条（補償額の算定）
第８６条（算定表）

第６章　消費税等調査 ･･ ３０
第８７条（消費税等に関する調査等）
第８８条（調査）
第８９条（補償の要否の判定等）

第７章　予備調査 ･･ ３２

第１節　調　査 ･･･ ３２
第９０条（予備調査）
第９１条（企業内容等の調査）
第９２条（敷地使用実態の調査）
第９３条（建物調査）
第９４条（機械設備等調査）

第２節　調査書等の作成 ･･ ３３
第９５条（企業概要書）
第９６条（配置図）
第９７条（建物、機械設備等の図面作成）
第９８条（移転計画案の作成）

第３節　算　定 ･･･ ３４
第９９条（補償概算額の算定）

第８章　移転工法案の検討 ･･ ３５

第１節　調　査 ･･･ ３５
第１００条（移転工法案の検討）
第１０１条（企業内容等の調査）
第１０２条（敷地使用実態の調査）

第２節　調査書等の作成 ･･ ３６
第１０３条（企業概要書）
第１０４条（配置図）

第１０５条（移転工法案の作成）
第１０６条（補償額の比較）

第９章　再算定業務 ・・ ３８
第１０７条（再算定業務）
第１０８条（再算定の方法）

第１０章　補償説明 ・・ ３９
第１０９条（補償説明）
第１１０条（現地踏査）
第１１１条（概況ヒアリング等）
第１１２条（説明資料の作成等）
第１１３条（権利者に対する説明）
第１１４条（記録簿の作成）
第１１５条（説明後の措置）

第１１章　事業認定申請図書等の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１
第１１６条（事業認定申請図書等の作成）
第１１７条（事業認定申請図書の作成）
第１１８条（事業計画の説明）
第１１９条（事業認定申請図書の作成における現地踏査）
第１２０条（起業地の範囲の検討）
第１２１条（事業認定申請図書等の作成方法）
第１２２条（事前相談用資料の作成方法）
第１２３条（相談用資料の添付図面の作成方法）
第１２４条（申請図書の作成）
第１２５条（裁決申請図書の作成）
第１２６条（裁決申請図書の作成における現地踏査）
第１２７条（裁決申請図書の作成方法）
第１２８条（裁決申請図書の提出）
第１２９条（明渡裁決申立図書の作成）
第１３０条（明渡裁決申立図書の作成における現地踏査）
第１３１条（明渡裁決申請図書の作成方法）
第１３２条（明渡裁決申立図書の提出）

第１２章　地盤変動影響調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
第１節　調　査 ・・ ４５
第１３３条（地盤変動影響調査）

第１３４条（調査）
第１３５条（費用負担の要否の検討）

第2節　算　定 ………………………………………………… ４５
第１３６条（費用負担額の算定）

第3節　費用負担の説明 ………………………………………… ４５
第１３７条（費用負担の説明）
第１３８条（概況ヒアリング等）
第１３９条（説明資料の作成等）
第１４０条（権利者に対する説明）
第１４１条（記録簿の作成）
第１４２条（説明後の措置）

第１３章　その他の業務の調査及び補償額の算定 ……………… ４７
第１４３条（その他の業務の調査等に従事する者の資格）
第１４４条（その他の業務に関する調査等）

第１４章　写真台帳の作成 ……………………………………… ４８
第１４５条（写真台帳の作成）

第１５章　土地調書及び物件調書の作成等 ……………………… ４９
第１４６条（土地調書等の作成）

用地調査等共通仕様書様式 ……………………………………… ５０

別記１　成果品一覧表 …………………………………………… ９５
別記２　精度監理審査細目書 ………………………………… １０２
別記３　移転料等算定様式 …………………………………… １０５
別記４　事業認定申請図書等作成要領 ……………………… １１８

附　則　　この共通仕様書は、平成１４年６月１日から施行する。

附　則　　この共通仕様書は、平成２０年１１月１日から施行する。

附　則　　この共通仕様書は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則　　この共通仕様書は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　　　この共通仕様書は、令和４年１０月１日から施行する。

第１章　総　則

（趣旨等）

第１条　この用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、土木建築部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う補償金額の算定等の業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務の内容、その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

２　業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に土木建築部長が指示する特記仕様書によるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

（用語の定義）

第２条　この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一　「発注者」とは、大分県契約事務規則第２条第１号に規定する「契約担当者」をいう。

二　「受注者」とは、大分県契約事務規則第２条第２号に規定する「契約者」をいう。

三　「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、物件等調査業務委託契約書（以下「契約書」という。）第９条により、発注者が受注者に通知した者をいう。

四　「検査職員」とは、契約書第３１条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。

五　「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第１０条により、受注者が発注者に届け出た者をいう。

六　「契約書」とは、物件等調査業務委託契約書をいう。

七　「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

八　「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

九「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させる

ことをいい、原則として書面により行うものとする。

十一「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十二「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

十三「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十四「協議」とは、監督職員と受注者又は主任担当者とが相互の立場で用地調査等業務の内容又は取り扱い等について合議することをいう。

十五「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

十六「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

十七「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十八「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

十九「調査区域」とは､用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十一　「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

二十二　「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

二十三　「基準」とは、大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準（昭和 42 年 10 月 24 日大分県訓令甲 21 号）をいう。

二十四　「基準細則」とは、大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準細則（昭和 43 年９月 10 日訓令乙監理第 572 号）をいう。

二十五　「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び基準細則への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第３条　受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、基準細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

２　受注者は、大分県が施行する公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領、その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（監督職員）

第４条　監督職員は、指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施にあたり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うも

のとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（主任担当者）

第５条　主任担当者は、業務の履行にあたり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、７年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第１４条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

２　主任担当者は、第３章から第１５章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第２０条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

３　主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者）

第６条　受注者は、主任担当者の管理の基に、用地調査等業務に従事する者（補助者を除く。）として、その業務内容によって、表１の各号の一に定める資格を有する者を充てなければならない。ただし、監督職員が、これと同等の知識及び能力を有する者と認めたものについては、これをもって足りるものとする。

表１　業務従事者の資格

業　務　内　容	資　　　　　格
第３章　権利調査	一　補償業務管理士（土地調査部門） 二　公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務の経験を１０年以上有する者をいう。以下同じ。）
第４章　建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査	一　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条に規定する建築士で当該建物の区分（建築士法第３条から第３条の３）に係る建築士 二　補償業務管理士（物件部門） 三　公共用地取得実務経験者
第４章　建物等の調査のうち非木造建物調査	一　建築士法第２条に規定する建築士で当該建物の区分（建築士法第３条の３）に係る建築士 二　補償業務管理士（物件部門）

業　務　内　容	資　　　　　　　　格
第４章　建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査	一　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条に規定する技術士で当該設備に係る技術士 二　補償業務管理士（機械工作物部門） 三　公共用地取得実務経験者
第４章　建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査	一　補償業務管理士（物件部門） 二　公共用地取得実務経験者
第５章　営業その他の調査のうち営業に関する調査	一　公認会計士法（昭和 23 年第 103 号）第１７条に規定する公認会計士又は会計士補 二　税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第１８条に規定する税理士 三　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和 38 年通商産業省令第 123 号）第４条第１項に規定する診断士 四　補償業務管理士（営業補償・特殊補償部門） 五　公共用地取得実務経験者
第５章　営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査	一　補償業務管理士（物件部門） 二　公共用地取得実務経験者
第６章　消費税等調査	一　公認会計士法（昭和 23 年第 103 号）第１７条に規定する公認会計士又は会計士補 二　税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第１８条に規定する税理士 三　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和 38 年通商産業省令第 123 号）第４条第１項に規定する診断士 四　補償業務管理士（物件部門又は営業補償・特殊補償部門） 五　公共用地取得実務経験者
第７章　予備調査	一　建築士法第２条に規定する建築士で当該建物区分（建築士法第３条から第３条の３）に係る建築士 二　補償業務管理士（業務内容に応じて必要となる部門） 三　公共用地取得実務経験者
第８章　移転工法案の検討	一　建築士法第２条に規定する建築士で当該建物の区分（建築士法第３条から第３条の３）に係る建築士 二　補償業務管理士（業務内容に応じて必要となる部門） 三　公共用地取得実務経験者
第９章　再算定業務	再算定又は再調査に係わる上記各項目で定める従事者とする。

業　務　内　容	資　　　　　　　格
第１０章　補償説明	一　補償業務管理士（補償関連部門） 二　公共用地取得実務経験者
第１１章　事業認定申請図書等の作成	一　補償業務管理士（補償関連部門） 二　公共用地取得実務経験者
第１２章　地盤変動影響調査等	一　建築士法第２条に規定する建築士で当該建物の区分（建築士法第３条から第３条の３）に係る建築士 ただし、水準測量については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第４８条に規定する測量士又は測量士補 二　補償業務管理士（事業損失部門・補償関連部門）ただし、水準測量は除く。 三　公共用地取得実務経験者
第１３章　その他の業務の調査及び補償額の積算	一　補償業務管理士（業務内容に応じて必要となる部門） 二　公共用地取得実務経験者 三　業務内容に応じて別途定める従事者
第１４章　写真台帳の作成	上記項目で従事する者
第１５章　土地調書及び物件調書の作成等	上記項目で従事する者

（用地調査等業務の区分）

第７条　この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　建物は、表２により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第１２章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。

表２　建物区分

区　　分	判　　断　　基　　準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は２階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は３階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物

区　　分	判　　断　　基　　準
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているもの又は建物の構造と密接不可分の関係にあるもので、おおむね次に掲げるものをいう。

(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）

(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）

(3) ガス設備

(4) 給・排水設備、衛生設備

(5) 空調（冷暖房・換気）設備

(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）

(7) 排煙設備

(8) 汚物処理設備

(9) 煙突

(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし、工場、倉庫等の搬送設備を除く。）

(11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

二　工作物は、表３により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表３　工作物区分

区　　分	判　　断　　基　　準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。

区　分	判　断　基　準
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる施設で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A　製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等
	B　営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C　製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池又は沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚 生施設等 D　上記ＡからＣまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔､送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表２の建物（注に掲げる設備､工作物を含む。）及び表３の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)・池等
庭　園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳　墓	墳墓として県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

三　立竹木は、表４により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表４　立竹木区分

区　分	判　断　基　準
庭　木　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。

区　　分	判　　断　　基　　準
庭　　木　　等	A　観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹、（観賞用竹を含む）をいう。 ①　高　木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、　　　　樹高が大きくなるものをいう。 ②　株　物　アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ③　玉　物　マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。 ④　生　垣　宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤　特殊樹　①～④に該当するものを除く。 B　利用樹 防風、防雪その他効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C　風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D　地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①　木本系　ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ②　草本系　リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E　芝　類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ①　日本芝　高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ②　西洋芝　ケッタンキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。

区　　分	判　　断　　基　　準
庭　　木　　等	F　ツル性類 　鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登板又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。 G　その他 　鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用　材　林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪　炭　林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収　穫　樹	A　果　樹 　りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　園栽培　一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②　散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　特用樹 　茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹　　　　林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第２章　用地調査等業務の基本的処理方針

第１節　　用地調査等業務の実施手続

（施行上の義務及び心得）

第８条　受注者は、用地調査等業務の実施にあたって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。

二　用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は､他人に漏らしてはならない。

三　用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施にあたっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四　権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

（打合せ等）

第９条　用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿（様式第３８号）を作成するものとする。

２　主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

（現地踏査）

第１０条　受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第１１条　受注者は、用地調査等業務を着手するにあたっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

２　受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督職員の指示等）

第１２条　受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせたうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

２　受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。

（貸与品等）

第１３条　受注者は、用地調査等業務を実施するにあたり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

２　登記事項証明書等の閲覧又は謄本等の交付を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

３　貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、「貸与品等引渡通知書」（様式第１号）により行うものとする。

４　受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、「貸与品等受領書」（様式第２号）を監督職員に提出するものとする。

５　受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から３日以内に貸与品等を返納するとともに「貸与品等精算書」（様式第３号）及び「貸与品等返納書」（様式第４号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第１４条　受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

２　受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

３　受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

第１５条　受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

２　監督職員の指示により障害物の伐除を行ったときは、「障害物伐除報告書」（様式第５号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書）

第１６条　受注者は、用地調査等業務の着手にあたり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任担当者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書（様式第３１号）の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施にあたっては、これを常に携帯させなければならない。

２　主任担当者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

３　受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第１７条　受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等又は大分県が施行する公共事業の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督職員への進捗状況の報告）

第１８条　受注者は、業務を実施した場合、「用地調査等業務日報」（様式第６号）を作成しなければならない。

２　受注者は､監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは､これに応じなければならない。

３　受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち会わせるものとする。

（成果品の一部提出等）

第１９条　受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

２　受注者は、前項で提出した成果品について監督職員が審査を行うときは、主任担当者を立ち会わせるものとする。

３　受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第２０条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果品）

第２０条　受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

一　用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二　表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、箇所名（地区名）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三　目次及びページ番号を付す。

四　容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

２　本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

３　提出する成果品は、別記１「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は、別記１「成果品一覧表」に掲げる部数とする。

（検査）

第２１条　受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者を立ち会わせるものとする。

２　受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

（修補）

第２２条　受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

２ 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

３ 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

４ 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、監督職員と協議を行うものとする。

（条件変更等）

第２３条　天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議しやむを得ないと判断した場合に条件変更等ができるものとする。

（精度監理）

第２４条　精度監理者は、別記２「精度監理審査細目書」に基づき精度監理を行い、精度監理報告書（様式第７号）を発注者に提出するものとする。

（精度監理対象業務の対応）

第２５条　受注者は、第１９条第３項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

２　受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

３　受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

（守秘義務）

第２６条　受注者は、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の取扱い）

第２７条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（安全等の確保）

第２８条　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

２　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

３　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

４　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

５　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

二　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

６　受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

７　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

８　受注者は、屋外で行う用地調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9　受注者は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第２９条　受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならない。

２　受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第３０条　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

２　受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書

面にて発注者に報告しなけれなならない。

３　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第２節　　数量等の処理

（建物等の計測）

第３１条　建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第２位（小数点第３位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第２位の計測が困難なものは、この限りでない。

２　建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

３　建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則としてミリメートルを単位とする。

４　立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一　幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第１位四捨五入）とする。

二　樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第１位（小数点以下第２位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第１位四捨五入）とする。

三　地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第１位（小数点以下第２位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第３２条　建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

２　建物等の面積計算は､前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第４位まで算出し､小数点以下第２位（小数点以下第３位切捨て）までの数値を求めるものとする。

３　建物等の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第２位までの数値を合計した数値とするものとする。

４　１棟の建物が２以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前２項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱）

第３３条　建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量等が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

２　構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の各号に定める方法によって行うものとする。

一　数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二　前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第３位（小数点以下第４位切捨て）まで求める。

三　前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第２位をもって行うものとし、数量換算結果は小数点以下第３位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第３４条　補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第３１条による計測値を基に算出した数値とする。

一　建物の延べ床面積は、第３２条第３項で算出した数値とする。

二　工作物等の長さ等の数量は、第３１条第１項で計測したメートルを単位とした小数点以下第２位（センチメートル）までとする。

ただし、配水管等で小数点以下第２位までの計測が困難なものについては、小数点以下第１位までとすることができるものとする。

三　構造材、仕上げ材等その他の数量は、前条第２項第２号及び第３号で算出したものを小数点以下第２位（小数点以下第３位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第３５条　補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

一　補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき	１円未満切り捨て
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て

二　共通仮設費及び諸経費等にあっては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、１円未満切り捨てとする。

第３章　権 利 調 査

第１節　　調　　査

（権利調査）

第３６条　権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第３７条　地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第１４条第１項又は同条第４項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

一　転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

二　転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。

三　転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

（土地の登記記録の調査）

第３８条　土地の登記記録の調査は、調査区域内で監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

一　土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号

二　地目及び地積

三　登記名義人の氏名等及び住所等

四　共有土地については、共有者の持分

五　土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

六　仮登記又は予告登記があるときは、その内容

七　その他必要と認める事項

（建物の登記記録の調査）

第３９条　建物の登記記録の調査は、第４４条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

一　建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付

二　登記名義人の氏名等及び住所等

三　共有建物については、共有者の持分

四　建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

五　仮登記等があるときは、その内容
六　その他必要と認める事項
２　その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。

（権利者の確認調査）
第４０条　権利者の確認調査は、前２条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。
一　戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
二　商業登記簿、法人登記簿等
２　権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　権利者の氏名、住所及び生年月日
二　権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
三　権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
四　権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
３　権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　法人の名称及び主たる事務所の所在地
二　法人を代表する者の氏名及び住所
三　法人が破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
４　前条の建物登記簿の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に固定資産税課税台帳等の調査を行うものとする。

（墓地管理者等の調査）
第４１条　墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 48 号土地・建設産業局総務課長通知（（以下「改葬及び祭し料要領」という））により行うものとする。

第２節　　調査書等の作成

（調査書の作成）
第４２条　第３８条から第４１条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第８号の１、第８号の２）、土地調査表（様式第９号）、建物の登記記録調査表（様式第１０号の１、第１０号の２）及び権利者調査表（様式第１１号の１、第１１号の２）に所定の事項を記載するものとする。
２　第３９条第２項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については、「建物登記記録調査表」

に準じて必要事項を記載した調査表を適宜作成するものとする。

3　前２項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

4　墓地管理者等の調査表は、第４１条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

第４章　建物等の調査

第１節　　調　　査

（建物等の調査）

第４３条　建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

（建物等の配置等）

第４４条　次条以降の建物等の調査にあたっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

一　建物、工作物及び立竹木の位置

二　敷地と土地の取得等の予定線の位置

三　敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等

四　その他配置図作成に必要となる事項

２　建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

（法令適合性の調査）

第４５条　建物等の調査にあたっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第２８条第２項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

一　調査時

二　建設時又は大規模な増改築時

（木造建物）

第４６条　木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

２　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

３　前２項の実施にあたっては、基準細則別表第１１の各項目別補正率表の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

（木造特殊建物）

第４７条　木造特殊建物の調査は、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（非木造建物）

第４８条　非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領 別添二 非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

２　非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

（機械設備）

第４９条　機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

（生産設備）

第５０条　生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

一　生産設備の配置状況。調査にあたり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。

二　種類（使用目的）

三　規模（形状、寸法）、材質及び数量

四　園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあっては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等

五　ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあっては、打席数又は収容台数等

六　当該設備の取得年月日及び耐用年数

七　その他補償額の算定に必要と認める事項

八　当該設備の概要が把握できる写真の撮影

（附帯工作物）

第５１条　附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

（庭園）

第５２条　庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

一　庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。

二　庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等

三　庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等

四　その他補償額の算定に必要と認める事項

五　庭園の概要が把握できる写真の撮影

（墳　墓）

第５３条　墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第５４条　立竹木の調査は、立竹木調査算定要領領（平成 30 年２月７日付け国土用第 33 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

第２節　　調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第５５条　建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一　建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二　縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100 分の１又は 200 分の１

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50 分の１又は 100 分の１

三　用紙は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ列３番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格Ａ列２番によることができる（以下この節において同じ。）。

四　敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五　土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六　建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七　図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要

(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

(8) 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第５６条　第４５条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

２　当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一　法令名及び条項
二　改善内容

（木造建物）

第５７条　木造建物の図面及び調査書は、第４６条の調査結果を基に作成するものとする。
２　木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
３　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
一　基礎伏図（縮尺１００分の１）
二　床 伏 図（縮尺１００分の１）
三　軸 組 図（縮尺１００分の１）
四　小屋伏図（縮尺１００分の１）
４　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
一　建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
二　当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（木造特殊建物）

第５８条　木造特殊建物の図面及び調査書は、第４７条の調査結果を基に作成するものとする。
２　図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
一　基礎伏図（縮尺１００分の１）
二　床 伏 図（縮尺１００分の１）
三　軸 組 図（縮尺１００分の１）
四　小屋伏図（縮尺１００分の１）
五　断面図（矩計図）（縮尺５０分の１）
六　必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
３　調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
一　建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
二　当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第５９条　非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第４８条第１項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。
２　非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第４８条第２項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第６０条　機械設備の図面及び調査書は、第４９条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第６１条　生産設備の図面及び調査書は、第５０条の調査結果を基に作成するものとする。

２　図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

３　調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第６２条　附帯工作物の図面及び調査表は、第５１条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第６３条　庭園の調査書は、第５２条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第６４条　墳墓の図面及び調査書は、第５３条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

（立竹木）

第６５条　立竹木の図面及び調査書は、第５４条の調査結果を基に立竹木要領により作成する。

（図面の省略）

第６６条　第５７条から第６４条までの図面の作成においては、原則として、工作物等移転料算定に係る事務処理要領領（平成 30 年３月 29 日付け国九整達第８号九州地方整備局長通達）別添１工作物移転料算定歩掛に記載されている工作物については省略することができるものとする。

なお、これによりがたいものについては、監督職員の指示により、種類毎に数量、形状寸法等を調査し、積算に係る数量計算等に必要とする図面を作成するものとする。

第３節　　算　　定

（移転先の検討）

第６７条　工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用細則第１５第１（４）第１号から第４号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第８章移転工法案の検討により

行うものとする。
一　移転想定配置図（縮尺１００分の１～５００分の１程度）
二　有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

２　前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

３　第１項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

４　前３項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第５４条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第６８条　既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第５６条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用細則第１５第３項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第６９条　木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第５７条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費積算に当たっては、木造建物要領第２条第３項に定めるところによるものとする。

２　木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物）

第７０条　木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第５８条で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。なお、その積算に当たっては木造建物要領第２条第３項に定めるところによるものとする。

２　木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（非木造建物）

第７１条　非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第５９条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、非木造建物の推定再建築費の積算に当たっては、

非木造建物要領第３条第３項に定めるところによるものとする。
２　非木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）
第７２条　第６７条第２項の照応建物の推定建築費の概算額により第６７条第１項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。
２　前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第６７条第２項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。
一　照応建物についての計画概要表（様式第１７号の１、第１７号の２）
二　面積比較表（様式第１７号の３）

（機械設備）
第７３条　機械設備の補償額の算定は、第６０条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

（生産設備）
第７４条　生産設備の補償額の算定は、第６１条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。
２　生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）
第７５条　附帯工作物の補償額の算定は、第６２条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）
第７６条　庭園の補償額の算定は、第６３条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）
第７７条　墳墓の補償額の算定は、第６４条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）
第７８条　立竹木の補償額の算定は、第６５条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

（算定表）

第７９条　第６９条第２項、第６０条第２項、第７１条第２項、第７３条から第７８条に係る算定は、別記３「移転料等算定様式」による算定表等を用いて行うものとする。

第５章　営業その他の調査

第１節　　調　　査

（営業その他の調査）

第８０条　営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

（営業に関する調査）

第８１条　営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。

（居住者等に関する調査）

第８２条　居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　氏名及び住所（建物番号及び室番号）

二　居住者の家族構成（氏名及び生年月日）

三　住居の占有面積及び使用の状況

四　居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五　その他必要と認められる事項

２　居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

３　前２項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

（動産に関する調査）

第８３条　動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

第２節　調査書の作成

（調査書の作成）

第８４条　営業に関する調査書は、第８１条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

２　居住者等に関する調査書は、第８２条の調査結果を基に居住者調査表（様式第１９号の１、第１９号の２）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

３　動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第３節　　算　　定

（補償額の算定）

第８５条　営業に関する補償額の算定は、前条第１項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

２　前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。

３　動産移転料の算定は、前条第３項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

４　その他、監督職員が不必要と認め指示した場合を除き、原則として、仮住居補償、移転雑費補償その他通常生じる損失の補償額の算定を行う。

（算定表）

第８６条　前条に係る算定は、営業要領「様式（営業）」による算定表等を用いて行うものとする。

第６章　消費税等調査

（消費税等に関する調査等）

第８７条　消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第２条第７号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第８８条　土地等の権利者等が消費税法第２条第４号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一　前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
二　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
三　基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
四　消費税簡易課税制度選択届出書
五　消費税簡易課税制度不適用届出書
六　消費税課税事業者選択届出書
七　消費税課税事業者選択不適用届出書
八　消費税課税事業者届出書
九　消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
十　法人設立届出書
十一　個人事業の開廃業等届出書
十二　消費税の新設法人に該当する旨の届出書
十三　消費税課税事業者届出書（特定期間用）
十四　特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控））、源泉徴収簿等）
十五　特定新規設立法人に該当する旨の届出書
十六　高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
十七　その他の資料

２　受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第８９条　消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

２　調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関

する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年９月２７日九州地区用地対策連絡会会長通知）別添－５参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第２１号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第７章　予 備 調 査

第１節　　調　　査

（予備調査）

第９０条　予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第４章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第 28 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第９１条　予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　所在地、名称及び代表者名
二　業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
三　所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
四　財務状況
五　原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
六　製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
七　移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
八　その他移転計画案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第９２条　予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
二　用途地域等の公法上の規制
三　各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
四　敷地内の使用状況等
(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
(2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
(3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
(4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
五　前条第６号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

六　その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七　敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第９３条　予備調査に係る建物の調査は、前２条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 46 条から第 48 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

２　前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

３　写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

（機械設備等調査）

第９４条　予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 86 条及び８７ 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復する　ために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 70 条から第 72 条にまでに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概算調査及び概要補償額の算定を行うものとする。

２　前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当っては、監督職員の指示を受けるものとする。

３　写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第２節　　調 査 書 等 の 作 成

（企業概要書）

第９５条　企業内容等の調査書は、第 91 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 22 号の１）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第９６条　予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 92 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一　建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二　製品等の製造、加工又は販売等の工程

三　縮尺は、500 分の１又は 1,000 分の１とする。

（建物、機械設備等の図面作成）

第９７条　予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第９８条　予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 91 条から第 94 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で２又は３案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第１項（４）第１号から第３号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一　製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）の変更計画

二　建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画

三　照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四　建物、機械設備等の移転工程表

五　移転計画図（縮尺 500 分の１又は 1,000 分の１）

六　移転工法（計画）案検討概要書（様式第 17 号の２）

七　移転工法（計画）各案の比較表（様式第 17 号の３）

２　前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

一　照応建物についての計画概要表（様式第 17 号の１、第 17 号の２）

二　面積比較表（様式第 17 号の３）

三　面積（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 17 号の４）

第３節　算　　定

（補償概算額の算定）

第９９条　前条で作成する移転計画案（２又は３案）の補償概算額の算定は、第 95 条、第 96 条、第 97 条及び第 98 条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第８章　移転工法案の検討

第１節　　調　　査

（移転工法案の検討）

第１００条　移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第４章建物等の調査及び第５章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 28 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第１０１条　大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 95 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

一　所在地、名称及び代表者名

二　業種及び製造、加工又は販売等の主な品目

三　所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係

四　財務状況

五　原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

六　製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

七　移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容

八　その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

（敷地使用実態の調査）

第１０２条　大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 92 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

一　敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二　用途地域等の公法上の規制

三　各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四　敷地内の使用状況等

(1)　屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

(2)　駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

(3)　原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

(4)　工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五　次のいずれかにおける建物等の配置との関係

（1）前条第６号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（2）第 91 条第６号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（3）第 81 条第２号（２）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六　その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七　敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第２節　　調 査 書 等 の 作 成

（企業概要書）

第１０３条　企業内容等の調査書は、第 101 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 22 号の１）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第１０４条　移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第 97 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一　建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二　製品等の製造、加工又は販売等の工程

三　縮尺は、500 分の１又は 1,000 分の１とする。

（移転工法案の作成）

第１０５条　大規模工場等の移転工法案は、第 44 条から第 52 条まで、第 54 条、第 101 条及び第 102 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で２又は３案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第１（４）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一　製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画

二　建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画

三　照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四　建物、機械設備等の移転工程表

五　移転計画図（縮尺 500 分の１又は 1,000 分の１）

六　移転工法（計画）案検討概要書（様式第 22 号の２）

七　移転工法（計画）各案の比較表（様式第 22 号の３）

２　前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図

面を作成し、積算するものとする。

一　照応建物についての計画概要表（様式第 17 号の１、第 17 号の２）

二　面積比較表（様式第 17 号の３）

三　平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 17 号の４）

（補償額の比較）

第１０６条　前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 15 第１（４）第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

２　第１項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第９章　再算定業務

（再算定業務）

第１０７条　再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第１０８条　建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、補償額の算定方法により行うものとする。

一　補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

二　再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第１０章　補 償 説 明

（補償説明）

第１０９条　補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

２ 受注者は、補償説明の関連図書として、次の各号に掲げる書類（損失補償台帳等という。）を作成するものとし、作成方法等については、監督職員の指示によるものとする。

一　補償金総括表（様式第２３号）

二　土地所有権の補償に関する内訳表（様式第２４号の１）

三　土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表（様式第２４号の２）

四　土地に関する権利以外の補償に関する内訳表（様式第２４号の３）

五　土地売買に関する契約書、登記承諾書及び請求書等

六　その他監督職員が指示するもの

３ 受注者は、前号各号に掲げる書類の作成が完了したときは、速やかに監督職員に提出するものとする。

（現地踏査）

第１１０条　受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

（概況ヒアリング等）

第１１１条　受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

２　受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第１１２条　権利者に対する説明を行うにあたっては、あらかじめ、前２条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

一　当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討

二　権利者ごとの補償内容等の整理

三　権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第１１３条　権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一　２名以上の者を一組として権利者と面接すること

二　権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解

を得ておくこと

２　権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第１１４条　受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第２７号の１）に記載するものとする。

２　受注者は、第１項により作成した補償説明記録簿の総括表として、補償説明業務状況総括表（様式第２７号の２）を作成するものとする。

（説明後の措置）

第１１５条　受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

２　受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

３　受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第１１章　事業認定申請図書等の作成

（事業認定申請図書等の作成）

第１１６条　事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

一　事業認定申請図書の作成

二　裁決申請図書の作成

三　明渡裁決申立図書の作成

（事業認定申請図書の作成）

第１１７条　事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一　相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

二　申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

（事業計画の説明）

第１１８条　事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

（事業認定申請図書の作成における現地踏査）

第１１９条　事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

（起業地の範囲の検討）

第１２０条　起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

２　前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

（事業認定申請図書の作成方法）

第１２１条　事業認定申請図書は、法第１８条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第２条及び第３条に定めるところに従うほか、別記４「事業認定申請図書等作成要領」により作成するものとする。

（相談用資料の作成方法）

第１２２条　起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一　事業認定申請書（案）

二　事業計画書

三　関連事業に関する協議書（案）

四　法第４条地の調査及び管理者の意見書（案）

五　法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）

六　免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）

七　その他必要な書面等

（相談用資料の添付図面の作成方法）

第１２３条　起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第 121 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

一　起業地表示図

二　法第４条地表示図

三　関連事業表示図

四　法第４条地管理者意見照会添付図

五　起業地計画図等

六　法令制限地表示図

七　許認可等土地表示図

八　参考資料として必要な図面

九　その他必要と認められる図面

（申請図書の作成）

第１２４条　起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

（裁決申請図書の作成）

第１２５条　裁決申請図書の作成とは、法第４０条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（裁決申請図書の作成における現地踏査）

第１２６条　裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うも

のとする。

（裁決申請図書の作成方法）

第１２７条　裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記４「事業認定申請図書等作成要領」により作成するものとする。

一　裁決申請書（案）

二　事業計画書

三　法第 40 条第１項第２号関係書類

四　規則第 17 条第２号イに定める書面

五　規則第 17 条第３号に定める書面

六　法第 36 条に定める土地調書（案）

七　起業地の位置を表示する図面

八　起業地及び事業計画を表示する図面

九　土地調書に添付する実測平面図

十　その他必要と認められる書面及び図面

（裁決申請図書の提出）

第１２８条　受注者は、裁決申請図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

（明渡裁決申立図書の作成）

第１２９条　明渡裁決申立図書の作成とは、法第４７条の３に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（明渡裁決申立図書の作成における現地踏査）

第１３０条　明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第１３１条　明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の３に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記４「事業認定申請図書等作成要領」により作成するものとする。

一　明渡裁決申立書（案）

二　法第 47 条の３第１項第１号関係書類

三　規則第 17 条の６第１号に定める書面

四　規則第 17 条の６第２号に定める書面

五　法第 36 条に定める物件調書（案）

六　物件調書に添付する理由

七　その他必要と認められる書面及び図面

（明渡裁決申立図書の提出）

第１３２条　受注者は、明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

第１２章　地盤変動影響調査等

第1節　調　　査

（地盤変動影響調査）

第１３３条　地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第１３４条　地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第１３５条　損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

２　前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

第2節　算　　定

（費用負担額の算定）

第１３６条　損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第3節　費用負担の説明

（費用負担の説明）

第１３７条　費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第１３８条　受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

２　受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

３　前２節と併せて発注する場合は、この限りでない。

（説明資料の作成等）

第１３９条　権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

一　説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討

二　権利者ごとの費用負担の内容等の確認

三　権利者に対する説明用資料の作成

［注］前２節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。

（権利者に対する説明）

第１４０条　権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一　２名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二　権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

２　権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第１４１条　受注者は、権利者と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 27 号の１）に記載するものとする。

２　受注者は、前項により作成した説明記録簿の総括表として、費用負担説明業務状況総括表（様式第３７号）を作成するものとする。

（説明後の措置）

第１４２条　受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

２　受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

３　受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第１３章　その他の業務の調査及び補償額の算定

（その他の業務の調査等に従事する者）

第１４３条　第２章から第１２章までに定める業務以外の業務（以下「その他の業務」という。）の調査又は補償額の算定に従事する者（補助者は除く。）は次の各号に定める者でなければならない。

一　公共用地取得実務経験者

二　監督職員がその他の業務の調査又は補償金額の算定を行い得る知識及び能力を有する者と認めた者

（その他の業務に関する調査等）

第１４４条　受注者は、その他の業務についてその他の調査要領又は発注者の指示により調査し、補償額算定のために必要な図書を作成するものとする。

２　受注者は、前項により作成した図書に基づき、補償額の算定を行うものとする。

第１４章　写真台帳の作成

（写真台帳の作成）

第１４５条　受注者は、第４章及び第５章、第７章から第９章、第１２章及び第１３章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一　第４章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易に分かるものとする。

二　第４章及び第５章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易に分かるものとする。

三　第５章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易に分かるものとする。

四　第５章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易に分かるものとする。

五　第７章、第９章、第１１章及び第１３章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。

六　第１２章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

３　写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認める事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

4　第９章、第 11 章及び第 13 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により第１項各号に準じて行うものとする。

第１５章　土地調書及び物件調書の作成等

（土地調書等の作成）

第１４６条　受注者は、第３章、第４章及び第５章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第２８号）及び物件調書（様式第２９号）を作成するものとする。

用地調査等共通仕様書様式

様式第１号

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

年　　月　　日

受注者　住　所
　　　　氏　名

（ 監督職員氏名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業　務　名			契約年月日	年　　月　　日
品　　目	規　　　格	単位	数　量	備　　　考

注１　貸与品等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第２号

貸　与　品　等　受　領　書

年　　月　　日

（ 監督職員氏名 ）　殿

受注者　住　所
氏　名
主任担当者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業　務　名			契約年月日	年　　月　　日
品　　目	規　　格	単位	数　量	備　　考

注１　貸与品等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第３号

貸　与　品　等　精　算　書

年　　月　　日

（ 監督職員氏名 ）　殿

受注者　住　所
氏　名
主任担当者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名				契約年月日	年　　月　　日
品　目	規　格	単位	数　　量			備　　　考
			支　給 数　量	使　用 数　量	残数量	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第４号

貸　与　品　等　返　納　書

年　　月　　日

（ 監督職員氏名 ）　殿

受注者　住　所
氏　名
主任担当者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業　務　名			契約年月日	年　　月　　日
品　　目	規　　　格	単位	数　量	備　　　考

注１　貸与品等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第５号

年　　月　　日

（ 監督職員氏名 ）　殿

受注者　住　所
氏　名
主任担当者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年　　月　　日契約の　　　　　　　　　　　　　　　　のため、障害物を伐除したので用地調査等共通仕様書第１５条第２項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

注１　別紙調査表は、様式第１６号の立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第６号

用地調査等業務日報

期　　　日	年　　月　　日
施行期間	自　　　　年　　月　　日
	至　　　　年　　月　　日
業務の名称	
調査等の箇所	

業務及びその内容

その他必要事項

主任監督員	監　督　員	主任担当者	担　当　者

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第７号

精　度　監　理　報　告　書

第　　　　　号
年　　月　　日

○　○　○　○　殿

主任担当者　　　　　　　　　　㊞

用地調査等請負業務に係る成果品の精度監理を行った結果を、下記のとおりご報告申し上げます。

１　精度監理業務の概要

<table>
<tr><td rowspan="11">精度監理業務の概要</td><td colspan="2">１　精度監理業務名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　元請負業務名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　元請負業者名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">４
精度監理の対象物件</td><td>所在</td><td></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td></tr>
<tr><td>精度監理に係る建築物、建築設備、若しくは工作物又はその部分等の概要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">５　精度監理着手年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">６　精度監理完了年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">７　精度監理の項目</td><td>(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)</td></tr>
<tr><td colspan="2">８　精度監理業務の実施上特に留意した事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">９　その他の必要事項</td><td></td></tr>
</table>

注１　４の精度監理対象物件が非木造建物等の場合には「精度監理に係る建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分等の概要」の欄には次の事項を記載する。
(1)建物等の所有者、構造、面積
(2)土地と建物等の関係位置
(3)土地等の環境条件、形状、規模、利用状況、買収の状況

２　７の「精度監理の項目」は該当項目に○印をつける。

３　９の「その他の必要事項」の欄には次の事項を記載する。
(1)実地調査日、(2)立会者名、(3)貸与を受けた資料名及び参考資料等

２　精度監理内容

項　　　　　目	審　　　査　　　内　　　容	摘　　要

注１　精度監理審査細目書において審査することとされた項目ごとに必要事項を記載する。
２　建物については、１棟ごとに作成する。
３　機械設備については、１施設ごとに作成する。
４　庭園工作物については、１箇所ごとに作成する。
５　摘要欄には指摘事項に関連する図面番号、設計書の番号又は名称及びその頁等を記載する。
６　精度監理者は、発注者が精度監理に係る業務の内容を正確に認識できるよう意見及びその理由等を明らかにしなければならない。

３　総合所見

注　総合所見の欄には精度監理の対象となった成果品について次の事項を総括的に記載する。
(1)損失補償基準への適合性
(2)損失補償額算定の具体的妥当性
(3)仕様書の理解度及び仕上りの良否等

精度監理実施者

資格
氏名　　　　　　　　　㊞

資格
氏名　　　　　　　　　㊞

資格
氏名　　　　　　　　　㊞

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第８号の１

土地の登記記録調査表（一覧）

整理番号	表題部 所在	地番	地目	地積	甲区 所有者	住所	乙区 有無	備考

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第８号の２

土地の登記記録調査表

<table>
<tr><td>調査年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>調査者</td><td colspan="3"></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">表　題　部（土地の表示）</td></tr>
<tr><td>所 在</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>地 番</td><td></td><td>最終支号</td><td></td><td>地 目</td><td></td><td>地 積</td><td></td></tr>
<tr><td>所有者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8">甲　区　欄（所 有 権）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">登記名義人</td><td>氏名、名称</td><td colspan="4"></td><td>共有持分</td><td></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏名、名称</td><td colspan="4"></td><td>共有持分</td><td></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏名、名称</td><td colspan="4"></td><td>共有持分</td><td></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">乙　区　欄（所有権以外の権利）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">登記名義人</td><td>氏名、名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 種 類</td><td></td><td>順位番号</td><td></td><td>権利の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 始 期</td><td colspan="3"></td><td>存 続 期 間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名、名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 種 類</td><td></td><td>順位番号</td><td></td><td>権利の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 始 期</td><td colspan="3"></td><td>存 続 期 間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">仮登記、予告登記の内容</td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第９号

土　地　調　査　表

整理番号	

土地の登記記録			
表題部			甲区欄
所在地	都県　郡市　区		
	町村　大字　字		
地番			
地積			
所有者			
備考			

分割の部	用地		
	符号	地積	
	残地		
	符号	地積	

現況調査	地目	地積

	調査年月日	調査者
登記記録調査		
法人登記簿又は商業登記簿調査		
戸籍簿等調査		
現況調査		
課税評価格		

所有権以外の権利又は仮登記等の調査

戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査	その他土地の評価に必要な資料の調査

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第１０号の１

建物の登記記録調査表（一覧）

整理番号	所　　在	表　　題　　部					甲　区	乙　区	備　考
		家屋番号	種　類	構　造	床面積	原因及びその日付	所有者	有　無	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第１０号の２

建 物 の 登 記 記 録 調 査 表

調査年月日	年　　月　　日	調査者		整理番号	

表　題　部（主たる建物の表示、附属建物の表示）

所　在				家屋番号	
種　類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					

権　利　部　　甲　区　欄（所 有 権）

登記名義人	氏名、名称		共有持分	
	住所、所在地			
	氏名、名称		共有持分	
	住所、所在地			

権　利　部　　乙　区　欄（所有権以外の権利）

登記名義人	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権 利 の 種 類		順位番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	
	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権 利 の 種 類		順位番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	

仮登記等の内容

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第１１号の１

権 利 者 調 査 表（土地）

調査年月日	年　　月　　日	調査者		整理番号	

権利者が法人以外

登記名義人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日	
登記名義人の住所			
相　続　関　係		相続系統図	別　紙

相続人の氏名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所

法定代理人等	氏 名	
	住 所	
財　産管理人	氏 名	
	住 所	

権利者が法人

法 人 の 名 称		
主たる事務所の所在地		
法人の代表者	氏 名	
	住 所	
破産管財人等	氏 名	
	住 所	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第１１号の２

権 利 者 調 査 表（建物）

<table>
<tr><td colspan="2">調査年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>調査者</td><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="16">権利者が法人以外</td><td colspan="2">登記名義人の氏名</td><td colspan="3"></td><td>生年月日
死亡年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">登記名義人の住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">相　続　関　係</td><td>相続系統図</td><td>別　紙</td></tr>
<tr><td colspan="2">相続人の氏名</td><td>生年月日
死亡年月日</td><td>被相続人
との続柄</td><td colspan="3">相続人の住所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法定代理人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">財　産管理人</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">権利者が法人</td><td colspan="2">法 人 の 名 称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">破産管財人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第 12 号の 1 ～第 16 号　（様式第 13 号は削除済み）

（　削　除　）

様式第１７号の１

計画概要表（検討資料）

整 理 番 号		検討月日		検 討 者	
所　在　地		用途地域		建ぺい率	
土地所有者		容 積 率		そ の 他	
建物所有者		家族人員		占 有 者	

建 物 の 構 造 概 要	一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)	,	,	,	,	
(2)	,	,	,	,	
(3)	,	,	,	,	
(4)	,	,	,	,	
計	,	,	,	,	

敷 地 面 積(A)	,	事業用地率 (B)／(A)	,	特記事項
事 業 用 地 面　積 (B)	,	残 地 建 築 可 能 面 積	,	
残地又は建築 可 能 面 積(C)	,	建 築 可 能 延 べ 面 積	,	

営　業　の　実　態						
業　　種		基本額	収　　益	円		
従 業 員 数			給　　料	円		
一 か 月 の 売　　上			固定経費	円		
			計	円		

検討結果

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第１７号の２

計　画　概　要　表

所在地			敷地面積等の確認	・　m²
建物所有者				1．残地実測図 2．図上求積 3．その他 （　　　）
土地所有者				
道路関係	計画道路等			
	敷地に接面する道路	郡・区・私　・　m		
		４２条２項　年　月　日 道　路　（第　号） 道路後退距離　m		

建築基準法関係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業
		工業専用・特別用途地区（　　　）無指定
		高度地区（　）種・美観地区・風致地区第（　）種
	防火指定	防火・準防火・無指定
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲
	建ぺい率	（　）％　敷地に二以上の地域・地区のある場合（　）％
	角地適用	有　・　無　（条件　　　）
	容積率	（　）％　敷地に二以上の地域・地区のある場合（　）％
	絶対高	有　・　無（　　　）m
	建築協定	有　・　無（　　　）
	壁面後退	有　・　無（　　　）
	斜線	
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 （図示）	

特記事項	
用途（機能）に係るもの	
構造（基礎）に係るもの	
設備に係るもの	
その他	

注１　計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４横とする。

様式第１７号の３

面　　積　　比　　較　　表

建物No.	現状建物			A案			B案			C案			備考
	階	室名	面積	階	面積	増減	階	面積	増減	階	面積	増減	
１階床面積													
２階床面積													
３階床面積													
４階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率			①			%			%			%	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第１７号の４

計　画　概　要　比　較　表

<table>
<tr><td colspan="2">項　　　　　　　目</td><td>A　　　　　　案</td><td>B　　　　　　案</td><td>C　　　　　　案</td></tr>
<tr><td rowspan="4">敷地面積
㎡
（　・　）</td><td>建ぺい率（　　　%）</td><td>・　　%</td><td>・　　%</td><td>・　　%</td></tr>
<tr><td>容積率（　　　%）</td><td>・　　%</td><td>・　　%</td><td>・　　%</td></tr>
<tr><td>建物（計画）延べ面積</td><td>・　　㎡</td><td>・　　㎡</td><td>・　　㎡</td></tr>
<tr><td>面　積　増　減　率</td><td>・　㎡（　・　%）</td><td>・　㎡（　・　%）</td><td>・　㎡（　・　%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築基準法その他法令上の問題点</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">平面計画上の
メリット及びデメリット
メ リ ッ ト＝(M)
デメリット＝(D)</td><td>(M)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(D)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">総　　合　　判　　断</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">判　　　　定</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第１８号の１～４（削除）

様式第１９号の１

（自家・家主）

居 住 者 等 調 査 表

調 査 者		調査年月日	年 月 日	整理番号	
建物所在地	都 府 県 郡 区 市 町 村 大字 字 番地				
建物所有者住所	都 府 県 郡 区 市 町 村 大字 字 番地				
建物所有者氏名又は名称		法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	
土地の所有者住所・氏名					

建物取得年月日 不明のときは推定	年 月 日	建 物 の 取得方法		居住年月日 不明のときは推定	年 月 日

建物の居住者

続 柄	氏 名	生 年 月 日	勤務先所在地	備 考
世帯主		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

建物に借家・借間人が居住している場合

借家・借間の別	借家・借間所在地	借家・借間人氏名	家 賃	借家・借間面積	権利金 敷 金	契 約 年月日	契約書の有無
			円				
			円				
			円				

配偶者居住権に関する調査結果

配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・ 年	権利の始期	
上記認定理由					
配偶者居住権者の氏名		配偶者居住権者の住所			

注 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第１９号の２

居 住 者 等 調 査 表

（借家・借間）

<table>
<tr><td>調　　査　　者</td><td colspan="2"></td><td>調査年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="7">都　郡　町
府　区　大字　字　番地
県　市　村</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td><td>法人を代表する者の氏名及び住所</td><td colspan="3"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>続　柄</td><td>氏　名</td><td colspan="2">生 年 月 日</td><td colspan="2">職　業</td><td colspan="2">勤務先所在地</td></tr>
<tr><td>世帯主又は法人を代表する者</td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>家 主 氏 名</td><td colspan="2"></td><td>家　　賃</td><td colspan="2">月　　円</td><td>権利金敷金</td><td>円</td></tr>
<tr><td>借 家 面 積</td><td colspan="2"></td><td>借間面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>住居面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>借家・借間契約年月日</td><td colspan="2"></td><td>契約期間</td><td>年</td><td colspan="2" rowspan="2">賃貸借契約書、
住民票等の有無</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>使 用 状 況</td><td>入居日</td><td>年　月　日</td><td>入居期間</td><td>年</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="7">家賃差については、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。</td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第 20 条

（削除）

様式第２１号

消 費 税 等 調 査 表

調査者		年月日	

都道府県　　郡市　　区　　町村　　大字		
調査対象者	住　　所	都道府県　　郡市　　町村　　大字
	氏　名　又　は 法人・代表者名	

調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途	調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分
	□　事業用資産 □　家事共用資産

基準期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
前年(個人)又は前事業年度	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
調査・収集した資料	□ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 □ 消費税簡易課税制度選択届出書 □ 消費税簡易課税制度不適用届出書 □ 消費税課税事業者選択届出書 □ 消費税課税事業者選択不適用届出書 □ 消費税課税事業者届出書 □ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 □ 法人設立届出書 □ 個人事業の開廃業等届出書 □ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 □ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） □ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払証明書(控)、源泉徴収簿等) □ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 □ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 □ その他の資料

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。
　２　本調査表には、表－１及び表－２を添付すること。

表－１

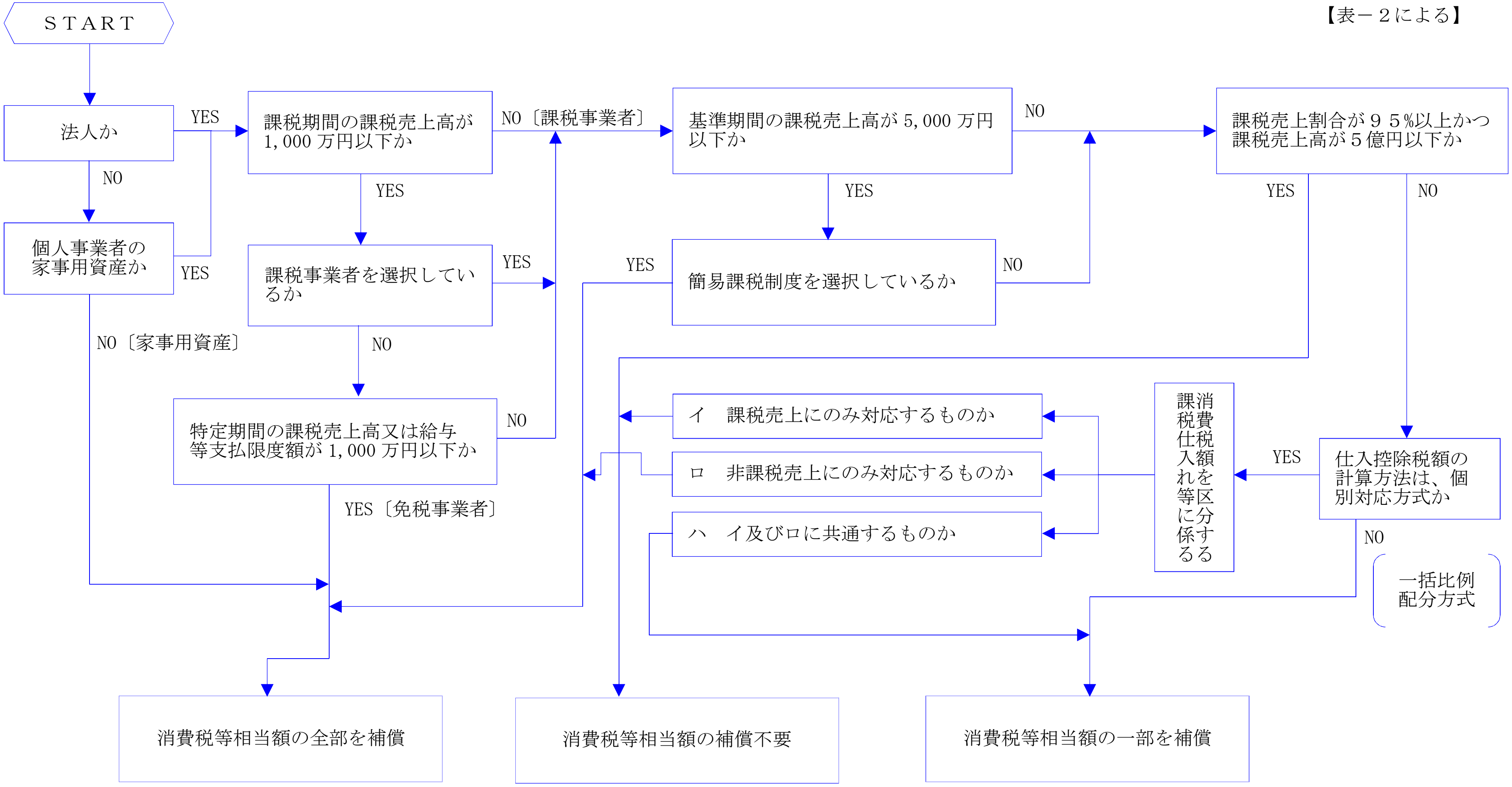

（注）① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表－２

<table>
<tr><td rowspan="10">本則課税事業者関係</td><td rowspan="2">資　　　料</td><td colspan="3">前年（個人）又は全事業年度の
「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</td><td>□有（下記へ）
□無</td></tr>
<tr><td colspan="3">「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について
※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。</td><td>□有（個別対応方式の共用資産へ）
□無（下記へ）</td></tr>
<tr><td>補　償　用
課税売上割合</td><td colspan="4">① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）
円
② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）
円
③ 土地買収代金額等
円
（区分地上権、地役権設定代金を含む）</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上割合の算出
①／(②＋③)</td><td colspan="4">①　円
②　円＋③　円
＝　%</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上割合の率</td><td colspan="2">補償用課税売上割合率</td><td colspan="2">□　９５％以上である
□　９５％未満である（下記へ）</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上高の額</td><td colspan="2">補償用課税売上高</td><td colspan="2">□　５億円超えである（下記へ）
□　５億円以下である</td></tr>
<tr><td>採用方式</td><td colspan="2">前年又は事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</td><td colspan="2">□　一括比例配分方式を採用している
（一括比例配分方式へ）
□　個別対応方式を採用している
（個別対応方式へ）</td></tr>
<tr><td>個別対応方式</td><td colspan="2">補償対象物件</td><td colspan="2">□　イ　課税売上にのみ対応するもの
□　ロ　非課税売上にのみ対応するもの
□　イ及びロに共通するもの（下記へ）</td></tr>
<tr><td>個別対応方式の共用資産</td><td rowspan="2">一部補償</td><td colspan="3">消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）
円×（１－０．　）＝</td></tr>
<tr><td>一括比例配分方式</td><td colspan="3">消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合）
円×（１－０．　）＝</td></tr>
</table>

様式第２２号の１

企　業　概　要　書

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="5"></td><td rowspan="6">組
織
図</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>名称及び代表者名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>業　　種</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>製造、加工販売等品目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>原材料、製品及び商品の　種　類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主な仕入先販売先</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>移転工法検討上留意すべき事項</td><td colspan="5"></td><td rowspan="5">製
品
等
の
製
造
工
程
流
れ
図</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>敷地面積（A）</td><td>㎡
・</td><td>事業用地面積（B）</td><td>㎡
・</td><td>(B)／(A)</td><td>％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途地域等の公法上の規制</td><td>用途地域</td><td>建ぺい率</td><td>容積率</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。

様式第２２号の２

移転工法（計画）案検討概要書

項　　　目	Ａ　　　　　案	Ｂ　　　　　案	Ｃ　　　　　案
移転計画の概要（建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長（メリット）			
移転計画の問題点（デメリット）			
移転費用概算額			
総　合　判　断			

注　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。
　　２　項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第２２号の３

移転工法（計画）各案の比較表

項　　目	Ａ　　　案	Ｂ　　　案	Ｃ　　　案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額その他）			
敷地内の動線（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況			
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）			

注　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判横とする。
　　２　項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第２３号

補　償　金　総　括　表

<table>
<tr><td colspan="2">契　約　金　額</td><td colspan="2"></td><td rowspan="7">被　補　償　者
住　　　所
新　住　所
氏　　　名</td><td colspan="2" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">前　払　金　額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">後　払　金　額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">契　約　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　契　約　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">土　地　引　渡
物　件　移　転　期　限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　移　転　期　限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">関　係　権　利　者　と　の
契　約　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td rowspan="2">法人の代表者
住所　氏名</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登　記　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">土　地　引　渡　物　件
移　転　完　了　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td rowspan="2">代理人
住所　氏名</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">検　査　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">前　払　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td rowspan="2">代理受取人
住所　氏名</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支　払　完　了　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">補　償　項　目</td><td>金　　額</td><td>前　払　金</td><td>後　払　金</td><td rowspan="7">摘

要</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">土　地　所　有　権の補償</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土地に関する所有権以外の権利の補償</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土地に関する権利以外の補償</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">内
訳</td><td>物　件　移　転　料</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第２４号の１

土地所有権の補償に関する内訳表

￥

土地所有者の住所氏名又は名称	

地内

大字	字	公簿					取得し、又は使用しようとする土地				単価	金額	土地所有者に関する所有権以外の権利		摘要
		地番	地目	地積	所有者の住所	所有者の氏名又は名称	地番	現況地目	評価地目	実測面積			種類及び名称	権利者の住所氏名又は名称	

様式第２４号の２

土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表

¥	
土地所有者の住所氏名又は名称	
	地内

大字	字	公簿			取得し、又は使用しようとする土地				権利の種類及びその内容	単価	金額	土地所有者の住所氏名又は名称	摘要
		地番	地目	地積	地番	現況地目	評価地目	実測面積					

様式第２４号の３

土地に関する権利以外の補償に関する内訳表

￥												
土地所有者の住所氏名又は名称												
地内												
大字	字	地　番	地　目		補償の種類	補償の内容	数　量		単位	単　価	金　額	摘　要
			公　簿	現　況								

様式第２５号から様式第２６号の３

（　　削　　除　　）

様式第２７号の１

補　償　説　明　記　録　簿

<table>
<tr><td colspan="2">説明場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">説明年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>時　　間</td><td>自　　　　至</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>説明者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>相手方</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>説明内容及び質疑</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主任監督員</td><td>監　督　員</td><td colspan="2">主任担当者</td><td>担　当　者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

様式第２７号の２

補償説明業務状況総括表

（　　年　月　日作成）

<table>
<tr><td rowspan="13">概要</td><td>事務所名</td><td colspan="2">事務所　　　課</td><td colspan="3">業者名　　　　　　　　（作成者　　　　）</td></tr>
<tr><td>業 務 名</td><td colspan="5">業務（工期　自　　年　月　日～至　　年　月　日：　　日間）</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="5">:用地測量：物件調査：積算：土地評価：営業調査：事業損失　　：その他（　　　　）</td></tr>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計上の説明件数　　件</td><td colspan="4">実際の件数　　件（了解済　　件・未了解　　件　率　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="6">関係者（相続人等を含む）[A]　　人　了解済関係者数[B]　　人（率　　%[B]/[A]）</td></tr>
<tr><td>土　　地</td><td colspan="5">設計上の用地面積[A]　　㎡（了解済面積[B]　　㎡・未了解済面積　　㎡（率　　%[B]/[A]）</td></tr>
<tr><td>建　　物</td><td colspan="5">設計上の建物戸数[A]　　戸（了解済戸数[B]　　戸・未了解済戸数　　戸（率　　%[B]/[A]）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所との打合わせ回数</td><td colspan="4">回（延べ回数）・（月平均　　回程度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実 務 担 当 者 名</td><td colspan="4">①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="6">当該業務の概要及び特殊性：</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>個別
内訳</td><td>番号</td><td>関係人
（被相続人）</td><td>相続人等</td><td>了解
可否</td><td>延べ説明
回　数</td><td>協　議　経　緯　等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>残件
内訳</td><td>番号</td><td>関係人</td><td>隘　路　原　因</td><td>残件に係る今後の対応</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注）１　「業務内容」は、該当する項目を〇で囲むこと。

２　「了解済」とは、関係者に補償説明を行い了解を得た場合であり、「未了解」とは、補償説明を行ったものの了解が得られなかった場合をいう。

３　「当該業務の概要及び特殊性」は、計画説明・境界立会・団体交渉及び行政機関の協力体制等について業務執行上の要因を取りまとめること。

４　「隘路原因」は、簡潔にまとめること。

５　「残件に係る今後の対応」は、争点となった価格不満・代替地要求・計画反対・相続争い等について具体的な解決方法について専門家としての処理案をまとめる。

様式第２８号

土　地　調　書

　　　　　が施行する　　　　　　　工事のため必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年　　月　　日

事　務　所　長　　　　　　　　　　　　　　㊞
調査責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年　　月　　日　　　　土地所有者住所
氏 名 又 は 名 称　　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日　　　　関 係 人 住 所
氏 名 又 は 名 称　　　　　　　　　　　　　㊞

記

都　　　郡　　　　　　町
府　　　　　　区　　　　　　　地内
県　　　市　　　　　　村

大字	字	地番	公　簿		取得し、又は使用とする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ判とする。

様式第２９号

物　件　調　書

取得
が施行する　　　　　　　工事のため、移転の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。　　　　　　　　　使用

年　　　月　　　日

事　務　所　長　　　　　　　　　　　　　　㊞
調査責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年　　　月　　　日　　　　土地所有者住所
氏 名 又 は 名 称　　　　　　　　　　　　㊞

年　　　月　　　日　　　　関 係 人 住 所
氏 名 又 は 名 称　　　　　　　　　　　　㊞

記

都　　　　郡　　　　　　　　　町
府　　　　　　　　区　　　　　　　　地内
県　　　　市　　　　　　　　　村

大字	字	地番	現況地目	種類	形状寸法	単位	数量	所有権以外の権利のうち貸借権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		土地所有者の氏名	移転義務の有無	摘要
								種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名			

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ判とする。

様式第３０号及び別紙

（　　削　　除　　）

様式第３１号

〈表〉

第　　　号

身　分　証　明　書

受注者　住　所
名　称
役職及び氏名

上記の者は、物件等調査業務委託契約に基づき、用地調査等を行う者であることを　証明する。

有効期間　　自　　　　　年　　月　　日
至　　　　　年　　月　　日
発 行 日　　　　　　　　年　　月　　日
発 行 者　　住所

（　　　　　長）　　　　　　　　　㊞

〈裏〉

１．本証は、公印、日付のないものは無効とする。
２．有効期間を経過したとき、又は物件等調査業務委託契約が解除されたとき等不用　　となったときはただちに返還すること。
３．役職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所、名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
４．本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（注）１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦を基本とし、発注者において適宜指定するものとする。
２．第１０章「補償説明」業務を発注する場合は、「用地調査等を行う者」を「用地調査等及び補償説明を行う者」に変更できるものとする。

様式第３２号から様式第３６号

（　　削　　除　　）

様式第３７号

費用負担説明業務状況総括表

（　　年　　月　　日 作 成）

概要	事務所名	事務所　　　　課	業者名　　　　　　　　（作成者　　　　）
	業 務 名	業務（工期　自　　年　　月　　日～至　　年　　月　　日：　日間）	
	業務内容		
	地 区 名		
	所 在 地		
	設計上の説明件数　　件	実際の件数　　　件（了解済　　　件・未了解　　件・率　　　%）	
	関係者[A]　　　人　了解済関係者数[B]　　　人　（率　　　%[B]／[A]）		
	建　　物	設計上の建物戸数[A]　　　戸（了解済戸数[B]　　　戸・未了解済戸数　戸（率　　%[B]／[A]）	
	事務所との打合わせ回数	回（延べ回数）・（月平均　　　　回程度）	
	実　務　担　当　者　名	①＿＿＿＿＿＿　②＿＿＿＿＿＿　③＿＿＿＿＿＿	
	当該業務の概要及び特殊性：		

	番号	関係人（被相続人）	相続人等	了解可否	延べ説明回数	協　　議　　経　　緯　　等
個別内訳						

	番号	関　係　人	隘　路　原　因	残件に係る今後の対応
残件内訳				

注）
1 「了解済」とは関係者に補償説明を行い了解を得た場合であり、「未了解」とは補償説明を行ったものの了解が得られなかった場合をいう。
2 「当該業務の概要及び特殊性」は、工事概要等業務執行上の要因を取りまとめること。
3 「隘路原因」は、簡潔にまとめること。
4 「残件に係る今後の対応」は、争点となった事項の具体的な解決方法について専門家としての処理案をまとめること。

様式第３８号

打　合　せ　記　録　簿

<table>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">打合せ場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">打合せ年月日</td><td>年　　月　　日(　)</td><td>時間</td><td>～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>発注者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受注者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>打合せ内容及び質疑</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

総括監督員	主任監督員	主任担当者	担当技術者	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

別記1

成　果　品　一　覧　表

1. 各成果品の提出部数は、土地調書及び物件調書は2部とし、その他は、特記仕様書に別段の定めがないかぎり正副各1部とする。
2. 成果品の一覧表は、次のとおりとする。特記仕様書に別段の定めをした場合は、それに定める成果品を提出するものとする。
3. この共通仕様書に定める様式等で作成できないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

出典	〔共〕・・用地調査等共通仕様書 〔移〕・・共通仕様書 別記3 移転料等算定様式 〔改〕・・改葬の補償及び祭し料調査算定要領 〔建〕・・建物調査算定要領 〔木〕・・木造建物調査積算要領 〔非〕・・非木造建物調査積算要領 〔機〕・・機械設備調査算定要領 〔工〕・・附帯工作物調査算定要領 〔営〕・・営業補償調査算定要領 〔標〕・・損失補償基準標準書Ⅰ 〔事〕・・標準書Ⅰ 建物移転料算定に係る事務処理要領 別記

区分	業務	業務の名称	様式等	備考
全体	原則によらない取扱いをする場合			
		□ 補償額算定に係るチェックリスト	別に通知する様式	
		□ 原則によらない取扱いをする場合、根拠となる資料、意見	その内容に応じた様式とする。	
第2章関係	精度監理			
		□ 精度監理業務報告書	〔共〕第7号	
第3章関係	地図の転写			
		□ 転写図	〔共〕第8号の1	長期保存に耐える用紙
		□ 地図の連続図	〔共〕第8号の2	ポリエステルシート
	土地登記記録の調査			
		□ 土地登記記録調査表(一覧)	〔共〕第8号の1	
		□ 土地登記記録調査表	〔共〕第8号の2	
		□ 土地調査表	〔共〕第9号	
		□ 登記事項証明書	法務局に申請	
	建物登記記録等の調査			
		□ 建物登記記録調査表(一覧)	〔共〕第10号の1	
		□ 建物登記記録調査表	〔共〕第10号の2	
		□ 登記事項証明書	法務局に申請	
		□ 立木登記簿謄本	法務局に申請	
		□ その他の登記簿謄本	法務局に申請	
		□ 固定資産課税台帳	市町村に申請	
		□ 建築確認申請書等	市町村に申請	
	権利者の確認調査			
		□ 権利者調査表(土地)	〔共〕第11号の1	
		□ 権利者調査表(建物)	〔共〕第11号の2	
		□ 法人登記簿又は商業登記簿	法務局に申請	登記簿謄本又は抄本を添付する。
		□ 相続関係説明図	監督職員の指示する様式とする。	登記名義人が死亡している場合、監督職員が指示する範囲の相続関係を証する書類を添付する。
		□ 墓地管理者調査表	〔改〕第1号様式	
		□ 墓地使用(祭し)者調査表	〔改〕第2号様式	
第4章関係	建物調査・積算(木造・非木造共通)			
	移転工法関連			
		□ 移転工法決定理由書	任意様式	
		□ 企業概要書	〔共〕第22号の1	
		□ 移転工法(計画)案検討概要書	〔共〕第22号の2	
		□ 移転工法(計画)各案の比較表	〔共〕第22号の3	
		□ 移転工法検討フローチャート		
		□ 照応建物についての計画概要表〈検討資料〉	〔共〕第17号の1	
		□ 照応建物についての計画概要表	〔共〕第17号の2	
		□ 面積比較表	〔共〕第17号の3	
		□ 計画概要比較表	〔共〕第17号の4	
		□ 工法検討図(例:A案、B案、C案)	任意様式	
		□ 自動車保管場所の検討フローチャート		
		□ 参考資料(都市計画法、建築基準法、消防法他)	任意様式	
	算定表等			
		□ 物件移転料等総括表	〔移〕第1号	
		□ 共通仮設費率算定表	任意様式	
		□ 諸経費率算定表	任意様式	
		□ 意見書	〔事〕別記第5	

第4章関係

	□ 資力確保費用（住宅及び共同住宅における再築工法の場合の諸経費（建築）計算書）	〔標〕建物移転料における資力確保費用の補償について	
	□ 建物移転料算定表〔再築工法〕	〔建〕第1号	
	□ 建物移転料算定表（曳家工法）	〔移〕第2号（その2）	
	□ 建物移転料算定表〔改造工法〕	〔建〕第2号	
	□ 建物移転料算定表〔復元工法〕	〔建〕第3号	
	□ 建物移転料算定表〔除却工法〕	〔建〕第4号	
法令改善費			
	□ 法令改善に関する建物等調査書	〔標〕法令改善費用の算定について	
	□ 法令改善費用算定のためのチェックシート	〔標〕法令改善費用の算定について	
	□ 運用益損失額算定表	任意様式	
	□ 換気設備工事費算定表	任意様式	
	□ 共通仮設費率・諸経費率算定表（法令改善用）	任意様式	
解体運搬直接工事費			
	□ 解体工事費算出表	任意様式	
	□ 解体工事合成単価表	任意様式	
	□ 解体伏図	任意様式	
廃材処分費			
	□ 廃材処分費・廃材運搬費明細書	任意様式	
	□ 廃材量算出内訳書	任意様式	
	□ 廃棄物処理方法一覧表	任意様式	
	□ 廃材運搬費内訳書	任意様式	
	□ 廃材数量集計表	任意様式	
	□ 廃材運搬距離認定資料（地図等）	任意様式	
木造建物調査・積算			
	□ 木造建物解体直接工事計算書	〔建〕第5号	
	□ 木造建物耐用年数判定書	任意様式	
	□ 木造建物補正率運用基準表	〔事〕別記第2	
	□ 木造建物の等級別標準耐用年数判定表	〔事〕別記第3	
	□ 建物区分表	〔事〕別記第4	
	□ 木造建物の実態的耐用年数の評価に係る調査表（耐用年数経過後の木造建物）	〔標〕耐用年数経過後の木造建物の実態的耐用年数の評価について	
	□ 木造建物評価調査算定表（住家）	〔標〕実態的耐用年数の調査及び算定	
	□ 木造建物建築直接工事費計算書	〔木〕第9	
	□ 木造建物調査表	〔木〕第1	
	□ 木造建物数量計算書〔外壁〕	〔木〕第2	
	□ 木造建物数量計算書〔内壁〕	〔木〕第3	
	□ 木造建物数量計算書〔床・天井〕	〔木〕第4	
	□ 木造建物数量計算書〔金属製建具〕	〔木〕第5	
	□ 木造建物数量計算書〔木製建具〕	〔木〕第6	
	□ 建物等の配置図（建物、下記を除く工作物及び立竹木）	〔木〕第8	（縮尺1/100又は1/200） 本規格により難い場合は、監督職員の指示する規格とする（以下この項同じ）。
	□ 建物等の配置図（庭園、墳墓、庭木）	〔木〕第8	（縮尺1/50又は1/100）
	□ 平面図	〔木〕第7	（縮尺1/100）
	□ 求積図	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	□ 立面図、屋根伏図、基礎伏図、床伏図、軸組図、	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	□ 建具表、仕上表、標準断面図	〔木〕第8	
	建築設備位置図 □ 電気設備	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	建築設備位置図 □ 給水・排水設備	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	建築設備位置図 □ 屋外・排水設備	〔木〕第8	（縮尺1/100又は1/200）
	建築設備位置図 □ 上記以外の建築設備	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	□ その他補償積算上必要とする図面	〔木〕第8	（縮尺1/100）
	□ 木造建物の補修箇所調査表	〔移〕第2号（その3）	
非木造建物調査・積算			
	□ 非木造建物調査・算定概要書	〔移〕第3号	
	□ 工事内訳明細書	〔非〕掲載様式	
	□ 工事行程表	〔非〕掲載様式	
	□ 種目内訳、中科目内訳、細目内訳	〔非〕掲載様式	
	□ 統計値数量表		
	□ 鉄骨等の肉厚が確認できる資料	写真、規格表等で肉厚区分の認定が正しいと判断できるもの	

第4章関係	非木造建物調査・積算			□ 数量計算書		
				□ 建具集計表(外部・内部)		
				□ 建具計算書(外部・内部)		
				□ 仕上集計表(外部・内部)		
				□ 仕上計算書(外部・内部)		
				□ 構造計算書		構造診断及び解析を要する場合のみとする。
				□ 建築図面	〔非〕別添1	非木造建物図面作成基準参照のこと
		建築図面		□ 仕上表(外部・内部)	〔非〕別添1	
				□ 面積表・求積図	〔非〕別添1	
				□ 足場図	〔非〕別添1	(縮尺1/100～1/200)
				□ 配置図	〔非〕別添1	(縮尺1/100～1/200)
				□ 平面図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 立面図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 断面図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 矩計図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 展開図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 平面詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 部分詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 建具表・建具配置図	〔非〕別添1	
				□ 基礎伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 床伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 屋根伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 軒天井伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 天井伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 軸組図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 構造詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100) く体構造材の材積を統計数量値で求める場合は、概略構造図に代えるものとする。
				□ 基礎地中梁伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 断面リスト	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 基礎配筋図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 各部配筋図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 鉄骨詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 階段詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 小屋伏図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 基礎詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 配筋詳細図	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 梁、柱リスト	〔非〕別添1	(縮尺1/50～1/100)
		設備図面	電気設備図	□ 仕上表	〔共〕別記1	
				□ 配置図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 受変電設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 非常電源設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 幹線系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 動力設備系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 動力設備平面図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 弱電設備系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 弱電設備平面図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 防災等設備系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 防災等設備平面図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ、ｴｽｶﾚｰﾀｰ設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 屋外設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
			給排水設備図	□ 仕上表	〔共〕別記1	
				□ 配置図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 衛生設備系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 衛生設備配置図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 消火設備系統図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 消火設備配置図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 汚水処理設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 特殊設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 各部分詳細図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)
				□ 屋外設備図	〔共〕別記1	(縮尺1/50～1/100)

第4章
関係

その他	□ 空気調和設備図		(縮尺1/50～1/100)
その他	□ 昇降設備図		(縮尺1/50～1/100)
その他	□ その他設備図(放送・通信等)		(縮尺1/50～1/100)
機械設備		機械設備調査算定要領参照	
機械設備	□ 機械設備調査表	〔機〕第1-①、②	
機械設備	□ 機械設備算定内訳書(総括)	〔機〕第2	
機械設備	□ 機械設備算定内訳書(復元工事又は再築工事費)	〔機〕第3	
機械設備	□ 機械設備算定内訳書(撤去費)	〔機〕第4	
機械設備	□ 機械設備直接工事費明細書	〔機〕第5	
機械設備	□ 機械設備据付工数等計算書	〔機〕第6	
機械設備	□ 機械設備運搬台数計算書	〔機〕第7	
機械設備	□ 機械設備見積比較表	〔機〕第8	
機械設備 図面	□ 機械設備配置図		機械設備調査算定要領　別添－1
機械設備 図面	□ 電気設備図		機械設備図面作成基準参照のこと
機械設備 図面	□ 機械基礎図		
機械設備 図面	□ プロセスコンピューター設備図		
機械設備 図面	□ 写真撮影方向図		
機械設備 図面	□ その他補償積算上必要とする図面		
生産設備			
生産設備	□ 生産設備調査・算定概要書		
生産設備	□ 工事内訳明細書		
生産設備	□ 数量計算書		
生産設備	□ 構造計算書		
生産設備 図面	□ 配置図		
生産設備 図面	□ 平面図		
生産設備 図面	□ 立面図		
生産設備 図面	□ 構造図		
生産設備 図面	□ 断面図		
生産設備 図面	□ その他補償積算上必要とする図面		
附帯工作物		付帯工作物調査算定要領参照	
附帯工作物	□ 附帯工作物調査表	〔工〕第1	
附帯工作物	□ 附帯工作物補償額算定表	〔工〕第2	
附帯工作物	□ 数量計算書		
附帯工作物 図面	□ 配置図		
附帯工作物 図面	□ 詳細図		
附帯工作物 図面	□ 平面図		
附帯工作物 図面	□ 立面図		
附帯工作物 図面	□ その他補償積算上必要とする図面		
工作物			
工作物	□ 工作物調査表		
工作物	□ 工作物移転料算定表	〔移〕第6号(その1)	
工作物	□ 工作物移転料内訳表	〔移〕第6号(その2)	
工作物	□ 数量計算書		
工作物 図面	□ 配置図		
工作物 図面	□ 平面図		
工作物 図面	□ 立面図		
工作物 図面	□ その他補償積算上必要とする図面		
庭園			
庭園	□ 庭園調査表		
庭園	□ 庭園移転料算定表	〔移〕第7号	
庭園	□ 工作物調査表		
庭園	□ 立竹木調査表		
墳墓移転料			
墳墓移転料	□ 墳墓移転料算定表		
墳墓移転料	□ 改葬補償金算定表	〔改〕様式第4号	
墳墓移転料	□ 祭し料算定表		
墳墓移転料	□ 数量計算書		
墳墓移転料	□ 墓碑類調査表	〔改〕様式第3号	
墳墓移転料	□ 工作物調査表		
墳墓移転料	□ 立竹木調査表		
墳墓移転料 図	□ 配置図		
墳墓移転料 図	□ 平面図		

第4章
関係

	面	□ 立面図		
		□ その他補償積算上必要とする図面		
立竹木補償				
		□ 立竹木補償金算定表	〔立〕様式第2号	
		□ 立竹木補償金内訳表〈庭木等〉		
		□ 立竹木補償金内訳表〈用材林〉		
		□ 立竹木補償金内訳表〈収穫樹〉		
		□ 立竹木調査表	〔立〕様式第1号	
		□ 管理程度補正判定表	〔立〕様式第3号	
		□ 立竹木位置図		
第5章関係	営業補償			
		□ 営業調査総括表(1)	〔営〕様式第1号	
		□ 営業調査総括表(2)		
		□ 事業概況説明書		
		□ 各種調査資料		
		□ 従業員調査表	〔営〕様式第4号	
		□ 売場及び工場配置図		
		□ 設備機械器具調査表		
		□ 生産及び販売実績調査表		
		□ 受注又は顧客動向調査表		
		□ 在庫率及び回転率調査表		
		□ 得意先喪失調査表		
		□ 移転広告費調査表		
		□ 営業の権利調査表		
		□ 固定資産及び流動資産調査表		
		□ 仕入先調査表	〔営〕様式第3号	
		□ 営業補償金算定書(営業廃止の補償)	〔営〕様式第5－1号	
		□ 営業補償金算定書(営業休止の補償)	〔営〕様式第5－2号	
		□ 営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)	〔営〕様式第5－3号	
		□ 従業員に対する休業手当相当額算定書	〔営〕様式第8号	
		□ 移転工法認定書		
		□ 営業所及び営業概況書		
		□ 営業補償方法認定書		
		□ 移転工法別経済比較表		
		□ 営業休止期間認定表		(移転工程表を添付)
		□ 認定収益額算定書	〔営〕様式第9号	
		□ 固定経費内訳書	〔営〕様式第6号	
		□ 固定経費付属明細書	〔営〕様式第7号	
		□ 固定資産等の売却損補償額算定書	〔営〕様式第12号	
		□ 費用分解一覧表	〔営〕様式第11号	
		□ 人件費内訳表		(直近3ヶ月)
		□ 移転広告費等算定書	〔営〕様式第13号	
		□ 損益計算書比較表	〔営〕様式第2号	
		□ 得意先損失算定書(1)製造業	〔営〕第10－1号	
		□ 得意先損失算出書(2)建設業	〔営〕第10－2号	
		□ 得意先損失算出書(3)卸売・小売業	〔営〕第10－3号	
		□ 得意先損失算出書(4)飲食・サービス業	〔営〕第10－4号	
	法人	□ 商業登記簿、法人登記簿等		
		□ 納税証明書		
		□ 事業概況説明書		
		□ 確定申告書(控)		(直近3ヶ年)
		□ 貸借対照表		(直近3ヶ年)
		□ 損益計算書		(直近3ヶ年)
		□ 勘定科目内訳明細書		(直近3ヶ年)
		□ 総勘定元帳		(直近3ヶ年)
		□ 賃金台帳等		(直近3ヶ年)
		□ 固定資産台帳		(直近3ヶ年)
		□ 営業許可証		(直近3ヶ年)
		□ その他資料		(直近3ヶ年)
		□ 営業内容調査書		
		事業の内容		

第5章関係	営業補償	個人	記載内容		各事業所の状況		
					従業員等の状況		
					月別売上高		
					経理の状況		
					当期営業成績の概要		
			青色申告者		□ 確定申告書(控)		
				添付資料	□ 損益計算書		
					□ 専従者給与の内訳		
					□ 給料賃金の内訳		
					□ 月別の売上金額及び仕入金額		
					□ 貸倒引当金繰入額の計算書		
					□ 価格変動準備金積立額の計算書		
					□ 減価償却額の計算書		
					□ 利子割引料の計算書		
					□ 地代家賃の内訳		
					□ 税理士･弁護士の報酬の内訳		
		個人	青色申告者		□ 帳簿		
				正規の簿記の場合	□ 総勘定元帳		
					□ 売上帳		
					□ 仕入帳		
					□ 得意先元帳		
					□ 現金出納帳		
					□ 預金出納帳		
					□ 固定資産台帳		
					□ 仕訳帳		
				簡易簿記の場合	□ 現金出納帳		
					□ 売掛帳		
					□ 買掛帳		
					□ 経費帳		
					□ 固定資産台帳		
			白色申告者		□ 確定申告書(控)		
					□ 所得証明書		
					□ 総勘定元帳		
					□ 売上帳		
					□ 仕入帳		
					□ 得意先元帳		
					□ 現金出納帳		
					□ 預金出納帳		
					□ 固定資産台帳		
					□ 仕訳帳		
	居住者等調査						
					□ 居住者等調査表	〔共〕第19号の1 第19号の2	
	動産移転料						
					□ 動産移転料算定表		
					□ 動産所要台数算出表		
					□ 動産調査表		
	仮住居補償						
					□ 仮住居補償金算定表〈土地を取得する場合〉		
					□ 仮住居補償金算定表〈土地を使用する場合〉		
	借家人補償						
					□ 家賃減収補償金算定表〈土地を取得する場合〉		
					□ 家賃減収補償金算定表〈土地を使用する場合〉		
					□ 借家人補償金算定表		
	移転雑費補償						
					□ 移転雑費補償金算定表		
第6章関係	消費税相当額						
					□ 消費税等調査表	〔共〕第21号	当該調査表により難い場合は、適宜必要事項を記載した調査表を作成するものとする。
					□ 表－1(消費税等相当額補償の要否判定フロー)	〔共〕第21号	
					□ 表－2	〔共〕第21号	

第6章関係	収集資料	□ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	法人:前事業年度	個人:前年
		□ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 (基準期間が課税事業者の場合)	※基準期間	法人:当該事業年度の前々事業年度 個人:当該年の前々年
		□ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 (基準期間が免税事業者の場合)		
		□ 消費税簡易課税制度選択届出書		
		□ 消費税簡易課税制度不適用届出書		
		□ 消費税課税事業者選択届出書		
		□ 消費税課税事業者選択不適用届出書		
		□ 消費税課税事業者届出書		
		□ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書		
		□ 法人設立届出書		
		□ 個人事業の開廃業等届出書		
		□ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書		
第7章又は第8章関係 第7章又は第8章関係	予備調査又は移転工法案の検討			
		□ 企業概要書	様式第23号の1	
		□ 移転工法(計画)案検討概要書	様式第23号の2	
		□ 移転工法(計画)各案の比較表	様式第23号の3	
		□ 照応建物についての計画概要表	様式第17号の1	
		□	様式第17号の2	
		□ 面積比較表	様式第17号の3	
		□ 計画概要比較表	様式第17号の4	平面(間取り)の各案
第9章関係	再算定又は再調査			
		□ 再算定又は再調査に関する調査・算定表	再算定又は再調査内容に応じた様式とする。	
第10章関係	補償説明			
		□ 損失補償台帳	様式第23号	補償金総括表、土地所有権の補償に関する内訳書、土地所有権以外の権利の補償に関する内訳書、土地所有権以外の補償に関する内訳書をいう。
		□	様式第24号の1～3	
		□ 補償金算定調書(案)		監督職員の示した様式とする。
		□ 契約書及び請求書	様式第26号の1～3	
		□ 登記原因証明情報圏登記承諾書	様式第25号	
		□ 補償説明記録簿	様式第27号の1	
		□ 補償説明業務状況総括表	様式第27号の2	
第11章関係	事業認定申請図書等の作成			
		□ 事業認定申請書(案)		事業認定を申請するにあたっての申請書、添付図書、その他必要図書とする。
	裁決申請図書等の作成			
		□ 裁決申請書(案)	裁決申請にあたっての申請書及びその他必要図書とする。	
		□ 明渡裁決申立書(案)	明渡裁決申立にあたっての申立書及びその他必要図書とする。	
		□ その他参考となる書類	裁決申請及び明渡裁決申立にあたって、作成、整理しておく必要がある参考書類。	
第12章関係	地盤変動影響調査等		地盤変動影響調査算定要領参照	
		□ 建物等調査一覧表		
		□ 建物等調査書		
		□ 損傷調査書		
		□ 建物等の費用負担額算定書		
第13章関係	その他の業務の調査及び補償額の積算			
		□ その他の業務の調査表		業務の種類に応じた適切な様式とする。
		□ 補償額の算定表		業務の種類に応じた適切な様式とする。
第14章関係	写真台帳の作成			
		□ 写真台帳	A-4 市販ファイル	ネガは、市販のネガファイルに収納し、業務名等を記載すること。 デジタルカメラによる場合には、CD等のメディアに画像データを保存して成果品とともに提出すること。
第15章関係	土地調書及び物件調書の作成等			
		□ 土地調書	様式第24号	
		□ 物件調書	様式第25号	

別記２　精度監理審査細目書

別記２

精 度 監 理 審 査 細 目 書

１　非木造建物、特殊建築物の場合（例）

項　　目		審　　　査　　　内　　　容
１　建 物 調 査		建物調査は、精度監理業務の適確な実施のための基礎的前提条件であることに鑑み、通常妥当と認められる移転先地に通常妥当な移転工法によって移転するのに必要な補償額を適正に算定するため、土地と建物の関係位置、構造、用途及び機能の概要を現地で確認する。 審査方法 ①　建物配置図による現地確認 ②　建物設計図（一般図、構造図）による構造、部材の確認。（残地に存　する移転対象建物を含む。） ③　機械設備等の配置図による建物以外の物件についての敷地内の配置状況の確認
２　補償の具体的妥当性		補償の具体的妥当性を次に掲げる(1)～(6)に従って検討するに当たっては、下記の①～④に示された補償基準への適合性に十分留意するものとする。 ①　建物の移転に伴い、建築基準法その他の法令の規定に基づき必要となる構造等の施設の改善費用（法令施設改善費用）の運用益損失額は、既　存不適格物件においては補償できるという観点 ②　移転工法等が運用方針第１６第１項（５）及び（６）各号に合致し、かつ別途定めている補償額算定上の留意事項に基づき適正に行われているかという観点 ③　建物の移転補償は、従前の価値・機能を復元するとする考え方から、当該建物の経過年数及び維持保存の状況を考慮して算定するという観点 ④　工事期間の設定は、仮住居補償、営業補償等の損失補償の算定に不可欠の要素であり、その期間を適正に算定する必要があるという観点
	(1)　工事施工方法	①　仮設工事の妥当性 ②　使用する建設機械器具の適否 ③　くい地業の必要性
	(2)　構造計算	①　基礎の規格及び安全性 ②　くい地業施工の妥当性 ③　使用コンクリート、使用鉄筋、使用鉄骨の適否 ④　構造計算書の審査
	(3)　数量計算	数量計算書の数量計算方法、ロス率、労務工数（仕上表と各図面の照合及び図面に表示された規格、寸法、構造、数量の審査を含む。）
	(4)　再使用材等	移転工法別の再使用材、補足材、発生材及び廃材処分の積算方法の妥当性
	(5)　価　　額	①　工事費内訳明細書の積算方法（注） ②　置換材の機能的、経済的同一性 ③　諸経費率 （注）　労務単価、資材単価、合成単価、仕様書への適合性、見積書の内容の適否、聞き込み価額の場合のその根拠等に特に留意すること。
	(6)　工事期間	①　工事工程表に記載された施工順序及び各工事工程 ②　総合工事期間

2　機械設備の場合（例）

項　　目		審　　　査　　　内　　　容
1　機械設備調査		機械設備調査は、通常妥当な移転工法によって移転するのに必要な補償額を適正に算定するための前提条件であるのみではなく、営業補償に関連して重要な判断要素となることに鑑み、敷地と建物の関係位置、レイアウト、主要機械の用途及び機能を現地で確認する。 審査方法 ①　機械設備図による現地確認 ②　機械設備調査表による機械名、数量、取得年月、仕様、製造所名、形状・寸法、質量、基礎寸法・設置状況等の確認 ③　フローチャートによる生産工程の確認 ④　その他重要な特殊事情についての確認
2　補償の具体的妥当性		補償の具体的妥当性を次に掲げる(1)～(5)に従って検討するに当たっては、下記の①～④に示された補償基準等への適合性に十分留意するものとする。 ①　機械設備の移転に伴い公害防止法基準、消防法その他の法令の規定に基づき必要となる性能向上等の設備の改善費用（法令施設改善費用）の運用益損失額は、既存不適格物件においては補償できるという観点 ②　機械設備は原則として復元とするが、再築とする場合には、十分な検討に基づいて公正妥当な判断をしているか否かの観点 ③　復元とする場合の補償は、機械設備の復元工事費に解体処分費を加算し、売却価格を控除して算定するという観点 　また、再築とする場合の補償は、機械設備の現在価額に運用益損失額と解体処分費を加算し、売却価格を控除して算定するという観点 ④　工事期間の設定は、営業補償の算定に不可欠の要素であり、その期間を適正に算定する必要があるという観点
	(1)　工事施工方法	①　再築機械について、再築とした理由の妥当性 (a)　物理的に復元不可能かどうか。 (b)　公共性の観点あるいは当該企業の事情から、許容限度を超える休業日数を必要とするか。 (c)　経済比較の内容は妥当であるか。 　総合的検討に基づく判断が適正であるか。 ②　機械復元に使用した機械器具の適否 ③　機械基礎の杭地業等の必要性の有無 ④　歩掛が適正かどうか。根拠が明示され適用に誤りはないか。
	(2)　数量計算書	数量計算方法、ロス率、歩掛、係数（雑材料等）の審査（図面と照合し、数量計算を含む。）
	(3)　発生材等	発生材・発生品に対する処理の妥当性
	(4)　価　　額	①　工事費内訳明細書の積算方法 ②　再築機械の場合には、機能的・経済的同一性 ③　諸経費率
	(5)　工事期間	工事工程の妥当性（機械の種類や製品によって試運転調整に相当長期間を必要とし、休業日数査定に大きく影響するのでこの点の検討がなされているか。）

3　非木造建物、特殊建築物及び機械設備以外のものの場合、監督職員が別途指示するところによる。

別記３　移転料等算定様式

様式第1号

物件移転料等総括表

整理番号	

被補償者の 氏名又は名称			
被補償者の住所又は 主たる事務所の所在地			
採用単価	年度	消費税相当額補償の要否	要 ・ 不要

区分		補償額	摘要
建物移転料			
内訳	木造建物		棟 ㎡
	非木造建物		棟 ㎡
工作物移転料			
内訳	機械設備		
	附帯工作物		
	庭園		
	墳墓		
動産移転料			
立竹木補償金			
仮住居補償金			
家賃減収補償金			
借家人補償金			
移転雑費補償金			
営業休止補償金			
計			

特記事項

請負者	

様式第2号(その1、4～6)

以下の様式については、建物移転料算定要領に記載の様式と同じものであるため掲載しない。
なお、様式の使用にあたってはどちらの番号でも差し支えないものとする。

様式名	共通仕様書の番号	建物移転料算定要領の番号
建物移転料算定表〔再築工法〕	様式第2号(その1)	様式第1号
建物移転料算定表〔改造工法〕	様式第2号(その4)	様式第2号
建物移転料算定表〔復元工法〕	様式第2号(その5)	様式第3号
建物移転料算定表〔除却工法〕	様式第2号(その6)	様式第4号

改正後
様式第2号（その2）

建物移転料算定表［曳家工法］

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価			

区分		内容	番号	計算式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考
基本事項		構造・用途	(1)						
		延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
工事費等	建築	直接工事費	(5)	曳家工事費及び補修工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×（木造:3%）	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)＋(6)					
		廃材運搬費	(8)						
		小　計	(9)	(7)＋(8)					
		諸経費	(10)	(9)×((9)に対応する率)	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(11)						
		建築工事費	(12)	(9)＋(10)＋(11)					
補償額		建築工事費	(13)	(12)					
		法令改善費運用益損失額	(14)						
		小　計	(15)	(13)＋(14)					
		消費税等相当額	(16)	(15)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		補償額	(17)	(15)＋(16)					

［備　　考］

棟番号	特　記　事　項

様式第２号（その３）

木 造 建 物 の 補 修 箇 所 調 査 表

建物の所在地			調査年月日		備　考
所　有　者	氏名又は名称		調査者氏名		
	住　　所				

	補正項目	補修期間	補修箇所及び程度		補正率
軸部	柱が１５ｃｍ角以上の建物	年　月	総本数	本	%
			15cm角以上の柱本数	本	
			使用率	%	
	柱に補修が施されている建物	年　月	総本数	本	%
			取替本数	本	
			取替率	%	
屋根	屋根に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			葺替面積	㎡	
			葺替率	%	
壁	内壁に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			張替面積	㎡	
			張替率	%	
	外壁に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			張替面積	㎡	
			張替率	%	
土台	土台に補修が施されている建物	年　月	1階床面積	㎡	%
			取替面積	㎡	
			取替率	%	

	補正項目	補修時期	補修箇所及び程度	補正率
その他	①軒先のたる木、野地坂を保護するための鼻かくし、破風坂等の補修が施されている建物	年　月		%
	②土台に防腐、白蟻消毒が施されている建物	年　月	補修回数（　　）回	%
	③出入口、雨戸、窓等の木造建具がアルミサッシ等の金属建具に取替えられている建物	年　月		%
	④建築基準法に定められている床高以上の床高によって湿気等の対策が施されている建物		床高（　　）ｃｍ	%
	⑤浴室の浴槽、壁及び床、タイル等の補修が施されている建物	年　月		%
	⑥建物の立地条件から判断して採光による環境条件が優れている建物			%
	⑦建物の立地条件から判断して通風による環境条件が優れている建物			%

備考1　補修箇所は、建物平面図等に明示するものとする。
　　2　本調査表は、建物の調査区分(構造、用途、経過年数)により作成するものとする。

補正	軸部	屋根	壁	土台	その他	計	採用補正率
合計	%	%	%	%	%	%	%

様式第3号

非木造建物調査・算定概要書

	調査年月日	年　月　日		調査者					整理番号	
建物所在地										
建物所有者の氏名又は名称				建物所有者の住所又は主たる事務所所在地						
番号	A　棟		B　棟		C　棟		D　棟			
構造										
用途										
建物面積（延床面積）	1階	㎡	1階	㎡	1階	㎡	1階	㎡	1階	㎡
	2階	㎡	2階	㎡	2階	㎡	2階	㎡	2階	㎡
	3階	㎡	3階	㎡	3階	㎡	3階	㎡	3階	㎡
	計	㎡	計	㎡	計	㎡	計	㎡	計	㎡
建築面積	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
建築年月〔確認資料〕	年　月		年　月		年　月		年　月		年　月	
経過年数	年		年		年		年		年	
移転工法										

	積算年月	年　月	調査者		採用単価	年度
算定概要				消費税相当額補償の要否	要　・　不要	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列４判横とする。

様式第4号

本様式については、建物移転料算定要領に記載の様式と同じものであるため掲載しない。
なお、様式の使用にあたってはどちらの番号でも差し支えないものとする。

様式名	共通仕様書の番号	建物移転料算定要領の番号
木造建物解体直接工事計算書	様式第4号	様式第5号

様式第5号(その1)

機械設備算定内訳書　(総括表)

整理番号　：

所有者氏名：

所在地　　：

工　　法　：

業種区分　：

算定年月　：

復元費又は再築費 計 (C)	撤去費 計 (D)	廃材運搬費 (E)	計 C+D+E=(F)	消費税等相当額 F×5%=(G)	廃材処分費 (H)	売却価格(I)		補償額 F+G+H−I
						ｽｸﾗｯﾌﾟ価格	中古品売却価格	

番号	機械名	数量	機器別移転工法	復元工事費又は再築工事費 (A)	再築補償率			復元費又は再築費 A又はA×B=(C)	撤去費 (D)	備考
					経過年数 (年)	標準耐用年数 (年)	補償率 (B)			
	小　計									
	合　計									

様式第5号（その2）

機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）

番号	機械名	数量	機器別	直接工事費		共通仮設費	純工事費	据付間接費		現場管理費	工事原価	一般管理費等	機器等購入費		復元工事費又は	備考
			移転工法	機械別工事費	計			設備機械工	計				購入費単価	計	再築工事費	
		(A)		(B)	A × B (C)	C× % (D)	C + D (E)	A×据付労務費 (F)	F×130% (G)	E× % (H)	E + G + H (I)	I× % (J)	(K)	A × K (L)	I + J + L (M)	
	小　計															
	合　計															

様式第5号（その3）

機 械 設 備 算 定 内 訳 書 （撤去費）

番号	機 械 名	数量	機器別	直接工事費		共通仮設費	純工事費	据付（撤去）間接費		現場管理費	工事原価	一般管理費等	撤去費	備 考
			移転	機械別	計			設備機械工	計					
			工法	工事費	A × B	C× %	C + D	A×撤去労務費	F×130%	E× %	E + G + H	I× %	I + J	
		(A)		(B)	（C）	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	
	小 計													
	合 計													

様式第６号

附帯工作物補償額算定書

純工事費計：

工作物の所在地				所有者住所			整理番号	
工作物の所有者				移転工法		算定年月日		
諸経費率 〔D〕	復元費又は再築費　計 〔H〕	解体撤去費　計 〔Ｉ〕	廃材運搬費 〔Ｊ〕	廃材処分費 〔K〕	計 H+I+J+K=〔Ｌ〕	消費税等相当額 Ｌ×消費税率=〔M〕	発生材価額 〔N〕	補　償　額 Ｌ＋M－N

番号	〔上段〕　種類・名称 〔下段〕　構造・形状・寸法	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	復元価格又は再調達価格 C+E=[F]	再築補償率（%） 耐用年数	経過年数	補償率 [G]	復元費又は再築費 F又はF×G=[H] 《》課税対象外	解体撤去費 [F]=[I]	備　考

様式第7号

庭 園 移 転 料 算 定 表

積算年月	年　月	採用単価	年度	整理番号	

庭 園 所 有 者 の氏名又は名称		積 算 者		消費税相当額補償の要否	要・不要

種　　　　　別	単位	数量	金　　額	備　　　考
庭 木 等 移 転 純 工 事 費	式	1		立竹木補償金内訳表〈庭木等〉より
庭石等工作物移転純工事費	式	1		工作物移転料内訳表より
計(工事総額)				
設 計 ・ 監 督 報 酬 料	式	1		設計・監督報酬料算出表より
計				
諸　　経　　費	式	1		20%
廃　材　処　分　費	式	1		
計				
消　費　税　相　当　額	式	1		%(算定時点における税率を適用すること)
補　　償　　額				

注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第10号(削除)

別記４　事業認定申請図書等作成要領

別記 4

事業認定申請図書等作成要領

第１章　総則

（総則）

第１条　この要領は、事業認定申請図書等の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

（概況ヒアリング）

第２条　受注者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

（現地調査）

第３条　受注者は、用地調査等に着手する前に調査区域の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の大要を把握しなければならない。

（業務予定）

第４条　受注者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について監督職員と協議するものとする。

（立入等）

第５条　受注者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び監督職員の承認を得なければならない。

２　受注者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を得なければならない。

（設計協議）

第６条　受注者は、用地調査等を実施するに当たり、適正かつ円滑に施行するため必要に応じて監督職員と連絡をとり、協議を行うものとする。打合せ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。

第２章　事業認定申請図書の作成

（法第４条に規定する土地等の調査）

第７条　受注者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳等に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

一　起業地内に土地収用法（以下「法」という。）第４条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第４条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模

二　起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限地」という。）の区域及び根拠法令

三　事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許認可等に係る土地等」という。）の区域又は位置及び根拠法令

（法第４条地等の物件精査）

第８条　受注者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

（起業地表示図作成）

第９条　受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、事業計画平面図（工事平面図）又は起業地計画平面図に必要な事項を記入、着色等を行い起業地表示図を作成するものとする。

一　縮尺２５，０００分の１の図面により一般図（起業地位置図）（別記様式１）を作成するものとすること。

二　縮尺１００分の１～３，０００分の１の図面により地形図（起業地表示図）（別記様式２）を作成すること。この場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

三　前項の図面に県・郡・市・区・町・村・大字及び小字の名称並びに境界を明確にして記入すること。

（法第４条地表示図作成）

第１０条　受注者は、第７条第１項及び第８条の調査結果に基づき、前条第２号の図面に、法第４条調査のそれぞれの土地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。

２　法第４条の判断については事業認定申請の時とし、監督職員の指示によるものとする。

（法令制限地表示図作成）

第１１条　受注者は、監督職員の指示により、第７条第２号及び第８条の調査結果に基づき、第９条第２号の図面に、法令制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

（関連事業表示図作成）

第１２条　受注者は、監督職員の指示により、関連事業について第９条第２号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時、既に完了しているものについては不要とする。

（許認可等に関する土地表示図作成）

第１３条　受注者は、監督職員の指示により、事業施行に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第９条第２号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

（関連事業計画書作成）

第１４条　受注者は、第１２条の図面に基づき関連事業計画書（別記様式３）を作成するものとする。

（土地面積の概数積算）

第１５条　受注者は、実測図及び第９条の図面に基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数（別記様式４　１０㎡又は１００㎡単位）を積算するものとする。

この場合において使用目的別、現況地目別、収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合はその旨表示するものとする。

（法第４条地調書作成）

第１６条　受注者は、第 10 条の図面に基づき、法第４条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第４条に規定する土地に関する調書（別記様式５）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）作成）

第１７条　受注者は、起業地内にある法第４条地について各管理者ごとに第 10 条、第 11 条の図面及び前条の法第４条地調書を調製し、監督職員の指示により、法第１８条第２項第４号の意見照会書（案）（別記様式６）を作成するものとする。

ただし、既に占用許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

（法の制限に関する意見照会書（案）作成）

第１８条　受注者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第９条及び第１１条の図面を調製し、監督職員の指示により、法第１８条第２項第５号の意見照会書（案）（別記様式７）を作成するものとする。

（関連事業に関する意見照会書（案）作成）

第１９条　受注者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第１７条の図面を併用し、監督職員の指示により、法第１８条第２項第３号の意見照会書（案）（別記様式８）を作成するものとする。

（許認可等に関する意見照会書（案）作成）

第２０条　受注者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第９条及び第１３条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、監督職員の指示により、法第１８条第２項第６号の意見照会書（案）（別記様式９）を作成するものとする。

（事業認定申請書（案）等作成）

第２１条　受注者は、監督職員の指示により、法第１８条に規定する様式に従い事業認定申請書（案）等を作成するものとする。この場合の作成業務は、事業認定申請書（別記様式１０）、同添付書類（別記様式１１）、その他関係参考書類（別記様式１２）の取りまとめ作成業務をいうものとする。

（起業地計画平面図等作成）

第２２条　受注者は、監督職員の指示により、起業地計画平面図を作成するものとする。なお、監督職員の指示により、暫定供用平面図、交差点等詳細図を作成するものとする。

一　起業地計画平面図

平面図は、事業計画平面図（工事平面図）を基に、必要な事項を記載し、地形図（起業地表示図）を作成するものとし、縮尺５００分の１～１，０００分の１程度を標準とする。

二　暫定供用平面図、交差点等詳細図

平面図は、縮尺１，０００分の１程度（起業地表示図と同程度）で、各路面表示等を記載し、当該事業の構造等が明らかとなるよう着色するものとする。

第３章　裁決申請図書の作成

（裁決申請書（案）の作成）

第２３条　受注者は、監督職員の指示により、法第４０条に規定する裁決申請書（案）（別記様式１３）を作成するものとする。

（事業計画書の作成）

第２４条　受注者は、既に告示された事業認定申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の指示を受け事業計画書を作成するものとする。

（起業地及び事業計画を表示する図面等の作成）

第２５条　受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一　位置図

告示された事業認定の申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二　起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色にあたっては、起業地の範囲を薄い黄色（使用の部分は薄い緑色とする。）で、また、このうち裁決申請しようとする土地については、その土地の範囲を薄い赤色で着色表示するものとする。

（法第４０条第１項第２号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第２６条　受注者は、法の定めに従って収用又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一　収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所（別記様式１４）

二　使用の方法及び期間

三　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳（別記様式１５－１～１５―５）

四　権利を取得し、又は、消滅させる時期(別記様式 16)

（施行規則第１７条第２号イの規定による証明書の作成）

第２７条　受注者は、法第４０条第２項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により証明書（案）を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）

第２８条　受注者は、法第３６条の定めに従って次の各号を記載した土地調書（案）（別記様式１７）を作成するものとする。

ただし、権利者から署名押印を求める業務は、含まないものとする。

一　起業者の氏名及び住所

二　事業の種類

三　起業地

四　事業の認定の告示の年月日

五　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

六　土地所有者の氏名及び住所

七　関係人の氏名及び住所

八　土地の所在

２　受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、収用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色した実測平面図の写しを添付するものとする。

一　縮尺は２５０分の１とする。

但し、やむを得ない場合は、縮尺１００分の１から１，０００分の１程度で作成する。

二　土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第３位を切り捨て小数点第２位までとする。

第４章　明渡裁決申立書の作成

（明渡裁決申立書（案）の作成）

第２９条　受注者は、施行規則別記様式第１０の３に定められた様式に従い明渡裁決申立書（案）（別記様式１８）を作成するものとする。

（法第４７条の３第１項第１号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第３０条　受注者は、法の定めに従って市町村別に次の各号を記載した書類（法第４７条の３第１項第１号に掲げる事項を記載した書類)を作成するものとする。

一　土地の所在、地番、地目及びその土地にある物件の種類、数量並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所（別記様式１９－１～１９－２）

二　法第４０条第１項第２号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積額及びその内訳（別記様式２０）

三　土地の引渡し又は物件の移転期限

（物件調書（案）の作成）

第３１条　受注者は、法第３６条の定めに従って次の各号を記載した書類（別記様式２１）を作成するものとする。

一　起業者の氏名及び住所

二　事業の種類

三　起業地

四　事業の認定の告示の年月日

五　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

六　土地所有者の氏名及び住所

七　関係人の氏名及び住所

八　物件がある土地の所在

２　受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

一　縮尺は１００分の１とする。
　　但し、やむを得ない場合は、縮尺５０分の１から５００分の１程度で作成する。

二　物件の番号は、収用地及び使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付する。

三　建物については、建物平面図（求積し、建物延面積記載）を建物１棟ずつ作成する。

第５章　その他参考となる資料の作成

（その他参考となる資料の作成）

第３２条　受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、裁決申請図書及び明渡裁決申立書の説明資料として、別冊で作成するものとする。

一　申請地の土地登記簿謄本（写）及び建物登記簿謄本（写）

二　用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにすること）

三　土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿（写））

四　登記名義人死亡の場合は相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び相続関係説明図

五　損失補償金の見積の方法および基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）

六　事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する）

七　用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する）

八　事業の認定の告示の官報の写し

九　収用等の対象地および周辺の写真

別記様式１

一般図(起業地位置図)

(1) 縮尺２万５千分の１の一般図によって起業地の位置を示すこと。

(2) 符号は、国土地理院発行の５万分の１の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

(3) 一般図と地形図との関係は、一般図の起業地付近を拡大したものが地形図に相当すると考えられるので、できるだけ忠実に起業地を一般図の上に表すこと。

表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長（Ｌ＝○ｍ）を示すこと。

(4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を明記することが好ましい。

(5) 表題記載例(編綴図面規格縦 240 ㎜、横 150 ㎜)

別　添　○
一般国道○号改築工事（○○バイパス） 起業地の位置を 表示する図面
縮　尺 25,000 分の 1
○　葉　中　○

(6)　図面記載例

①

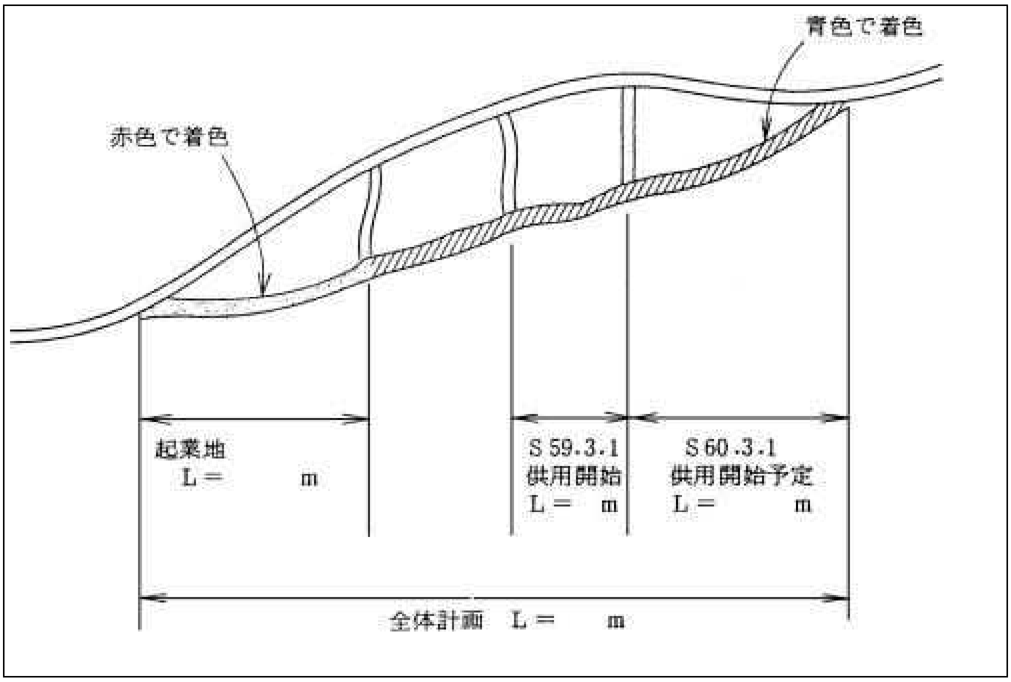
青色で着色
赤色で着色
起業地
L＝　　m
S 59.3.1
供用開始
L＝　m
S 60.3.1
供用開始予定
L＝　　m
全体計画　L＝　　m

②

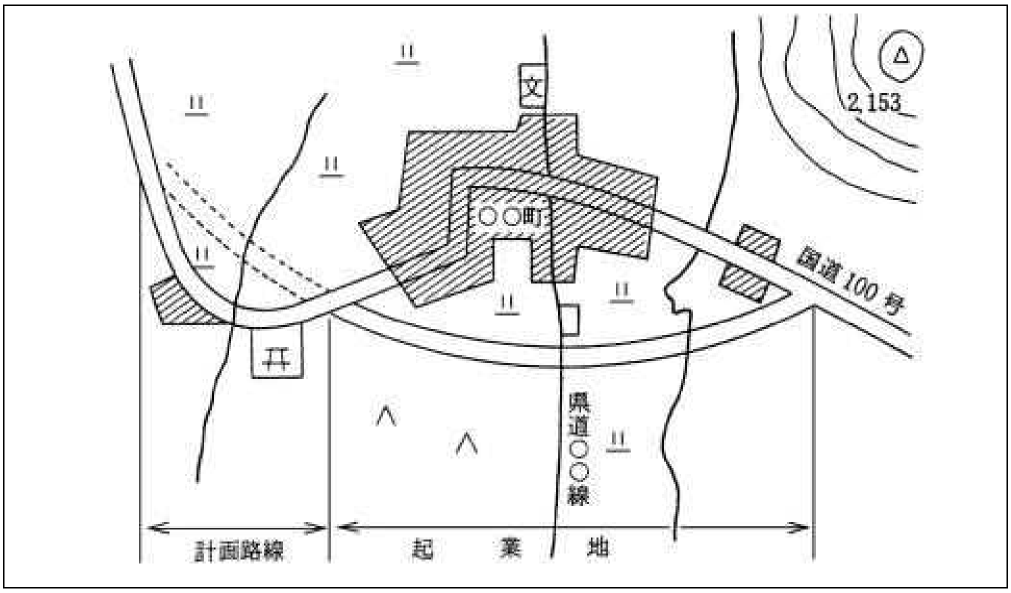
文
2,153
○○町
国道100号
県道○○線
計画路線
起　業　地

別記様式２

１　地形図(起業地表示図)

(1)　縮尺百分の１から３千分の１程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図（図面については、監督職員が指示するものとする。）によって起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること（規則第３条第２号）。

(2)　起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない（法第１８条第４項）から、縮尺については、縮尺千分の１を標準とする。

(3)　地形図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等（おおむね国土地理院発行の５万分の１の地形図に記載されている河川、道路、官公署等）を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分りにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。

(4)　実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。

(5)　図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるときには、図面番号をつけること。

(6)　原則として収用又は使用の対象物ごとに起業地表示図を作成すること。ただし、それぞれの対象地区が重ならないときには、同一図面に明らかになるように表示すれば足りる。

(7)　起業地を着色する際には次の諸点に注意すること。

（イ）　事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すこととなっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表すときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。

（ロ）　事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第４条の土地であるか否かを問わず着色すること。

（ハ）　補償工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行するに必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。

（ニ）　起業地の範囲を明確にするよう着色すること。

（ホ）　起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。

(8)　字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。

(9)　起業地内の物件については、現にある人家、学校等の工作物を図示すること。

(10)　公図等は地形図ではないので起業地を表示する図面としては適当でないから用いないこと。

(11)　収用又は使用の手続を保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は３０～６０度位の角度で、約０．５㎝位の等間隔に引くこと。

２　事業計画表示図

事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、縮尺 100 分の１から 3,000 分の１程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付するものとする(規則第３条第２号)。

(1)　事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図(地形図)と併用すること。

(2)　縮尺については、起業地表示図(地形図)と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容が明らかにし難い場合には、別途、詳細図を添付すること。

(3)　施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。

(4)　申請に係る事業が、全体計画の一部又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体の大略を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。

(5)　事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図(必要に応じて構造図)の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らかにすることはさしつかえないこと。

(6)　施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。

(例)

(イ)　道路事業の場合………標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等

(ロ)　河川事業の場合………堤防横断面図等

(ハ)　ダム事業の場合………平面図、側面図、上流面図、下流面図等

(ニ)　庁 舎の場合………立面図、側面図、各階平面図等

(7)　関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断図等をつけること。

３　表題記載例

別　　添
一般国道○号改築工事（バイパス） 起業地、事業計画及び 法第４条に規定する土 地を表示する図面
縮 尺 1,000 分の１
○　葉　中　○

４　法第４条地に関する図面

(1)　法第４条地を表示する図面は、縮尺 100 分の１から 3,000 分の１程度までのものとする（規則第３条第４号）。

なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。

(2)　法４条地があまり多くない等、とくに支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。

(3)　図面の作成に当たっては、法第４条地には種類別に適宜着色し（例えば、道路は茶色、河川・水路は水色のように。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと）当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。

なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

別記様式３

関　連　事　業　計　画　書

<table>
<tr><td rowspan="2">図面
表示
番号</td><td rowspan="2">施設の種類
及び
名称</td><td rowspan="2">管理者</td><td rowspan="2">工事箇所</td><td colspan="3">現　　況</td><td colspan="3">計　　画</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>延長</td><td>幅員</td><td>構造
形式</td><td>延長</td><td>幅員</td><td>構造
形式</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式４

(1)　事業に必要な土地の面積

（イ）　収用の部分

宅　地	㎡
畑	㎡
道路敷	㎡
水路敷	㎡
計	㎡

（ロ）　使用の部分

宅　地	㎡
畑	㎡
道路敷	㎡
水路敷	㎡
計	㎡

注　使用の部分がない場合は、「ロ使用の部分　なし」と記載すること。

(2)　起業地内にある主な物件の数量

家屋(住　宅)	棟（移転済	棟）
家屋(非住宅)	棟（移転済	棟）
計	棟（移転済	棟）

別記様式５

(1)　法第４条地とは、土地収用法３条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業（施設）の種類によって例示すれば、次のとおりである。

①　国道・県道・村道等道路法による道路
②　河川法が適用され、又は準用される河川
③　国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設
④　国鉄又は地方鉄道施設
⑤　電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物
⑥　日本電信電話株式会社が公衆通信の用に供する電話線等の施設
⑦　小学校・中学校等の学校施設
⑧　市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村が管理している河川、都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に関係のある河川」（法第３条第２号）に該当する。

他方、国土交通大臣の部局長としての知事が財産管理している道路、河川（水路）は法第３条第５号に該当しない。

また、他の法律により収用または使用している事業には次のようなものがある。

①　都市計画法………街路、公園、一団地の住宅等
②　森　林　法………林道、索道、木材集積場等
③　鉱　業　法………坑口、選鉱施設等
④　農　地　法………農地造成のための事務所、作業所等
⑤　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法………米軍基地

(2)　法第４条地であるか否かは、申請の時において判断すること。したがって、申請時において法第４条地に該当しないものは記載する必要はない。

(3)　収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占用物件であっても、原則として調書を作成すること。

(4)　法第４条地に関する調書は、事業計画書の次に添付することが望ましい。

(5)　法第４条地に関する調書の様式は、次のとおりである。

管理者

法第４条に規定する土地に関する調書

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備考	
				管理者	意見書の有無
			㎡		

この様式中、「図面表示番号」は「法第４条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」には施設の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第４条地の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

別記様式６

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関２丁目１番３号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 （所在地）
九州地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人 （所在地）
○○工事事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第１８条第２項第４号の
規定に基づく意見について（照会）

今般国土交通省が施行する　　　　　　　　　　　のため必要な土地について土地収用法第１６条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地を起業地に編入することについて同法第18条第２項第４号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県郡市区町村大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	供している土地の面積	備考

別記様式７

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

土地収用法第 18 条第 2 項第 5 号の規定に
基づく意見について（照会）

今般国土交通省が施行する　　　　　　　　　　　のために必要な土地について土地収用法第１６条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の土地を起業地に編入することについて同法第１８条第２項第５号の規定に基づく意見を承りたく意見を照会します。

なお、　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で土地収用法第１８条第２項第４号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。

記

図面示記号	県郡市町村大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	利用制限法令名	起業地に編入する面積	備考

別記様式８

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　(所在地)
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　(所在地)
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

工事を
の関連事業として施行することについて(協議)

国土交通大臣起業　　　　　　　　　　　　の施行に伴い必要を生じた貴管理に係る下記　　付替工事を国土交通大臣において　　　　　　　の関連事業として施行いたしたく、土地収用法第１８条第２項第３号の規定により協議します。

なお、　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で土地収用法第１８条第２項第４号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示番　　号	施　　設　　名	工　　事　　箇　　所	工事内容	現　　況

別記様式９

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

土地収用法第１８条第２項第６号の規定に基づく意見について

今般国土交通省が施行する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　のために必要な土地について土地収用法第１６条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第１８条第２項第６号の規定に基づく意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別記様式１０

事業認定申請書

１　事業認定申請書の様式は、次のとおりである（規則別記様式第５）。

第　○　号
○年○月○日

国土交通大臣○○○○殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

事　業　認　定　申　請　書

土地収用法第１６条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

１　起業者の名称　　　国土交通大臣
２　事 業 の 種 類　　　一般国道　　号改築工事（　　バイパス：○○から○○まで）
３　起業地
　イ　収用の部分
　ロ　使用の部分
４　事業認定を申請する理由

２　「起業地」

（イ）　起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。

（ロ）　「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし（法第１８条第１項第３号）、県、郡、市、区、町、村、大字及び字、をもって表示すること。

（ハ）　起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続を進めることができないから、起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、起業地名にふりがなを付すること。

（ニ）　起業地が２つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。

（ホ）　数箇所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。

（ヘ）　使用の部分がない場合でも、「ロ、使用の部分なし」と記すこと。

〈起業地の記載例〉

◎イ　収用の部分

　　○○県○○市○町２丁目、△町２丁目及び○○町地内

ロ　使用の部分

　　な　し

３　「事業の認定を申請する理由」

（イ）　「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第２７条第１項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。

（ロ）　本章に記載すべき事項は次のとおりである。

①　事業が法第３条各号の１に掲げるものに関する事業であること。

②　事業計画の内容（目的）。

③　事業認定の申請に至った用地交渉の概略（所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること）。

④　収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、○種漁業権等）。

４　表紙記載例

一般国道　　号改築工事（○○バイパス：○○から○○まで）
事　業　認　定　申　請　書
九　州　地　方　整　備　局

別記様式１１

添付書類の目録

（イ） 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない(法第 18 条第 2 項)。

① 事業計画書

② 起業地及び事業計画を表示する図面

③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

④ 起業地内に第４条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書

⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかったときは､添付することを要しない｡この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添付しなければならない(同条第 3 項)。

したがって､申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい｡

(ロ) 事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

(ハ) 法第 18 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する(規則第 3 条第 1 号)。

(1) 事業計画の概要

(2) 事業の開始及び完成の時期

(3) 事業に要する経費及びその財源

(4) 事業の施行を必要とする公益上の理由

(5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎ これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

（例）○　事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面

○　公益上の必要性を証するための統計資料

○　起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面

○　事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）

○　財源を証するための起債許可書等の写し

○　現在施設を移設する場合における現在施設の状況図

○　起業地を明らかにするための航空写真

○　土地の利用制限がある区域を表わす図面

○　必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表

○　電気事業の場合の潮流図及び系統図

○　関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

イ　事業計画の概要

○　事業計画の総論ともいうべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。

○　申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添付書類		
1	事業計画書	別添　1
2	法第4条に規定する土地に関する調書	別添　2
3	法第4条に規定する土地に関する管理者の意見書 照会文（写）○通　　　回答文（写）○通	別添　3
4	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文（写）○通　　　回答文（写）○通	別添　4
5	起業地の位置を表示する図面（縮尺25,000分の1）	○葉 別添　5
6	起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面 （縮尺1,000分の1）	○葉 別添　6
7	標準横断面図（縮尺60分の1及び100分の1）	○葉 別添　7
8	縦断面図（縮尺 縦100分の1 横1,000分の1）	○葉 別添　8
9	橋梁一般図（縮尺100分の1、400分の1及び500分の1）	○葉 別添　9
10	ルート比較図（縮尺5,000分の1）	○葉 別添 10

○　申請の対象として取り上げる事業の最少範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。

○　例えば、4車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず2車線について工

事を行い、暫定共用をはじめる計画があるときはその旨及び時期を示す。

○　河川事業のときは、当該河川の工事実施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。

○　事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。

・道路事業の場合………原則として道路構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

新築か、改築か
拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の大要
施行区間
施行延長
構造規格　　○種○級○地部
幅　　員　　全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成がかわる部分についてはその区間と幅員構成
設計速度
設計基準交通量
計画交通量（○○年）
最小曲線半径
最急縦断勾配
標準横断勾配
路面の種類
工　事　面

・河川事業の場合等………原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

築堤（現堤嵩上、引堤）工事か分水路工事か等の工事の大要
左岸か右岸か又は両岸か
施行区間
施行延長（実距離）
堤防構造
計画堤防高
計画河床高
　天端幅
　小段幅
　法勾配
河　　幅
計画高水流量
計画高水位

・ダム事業の場合
ダム型式
堤　　高
堤　　長
洪水吐(門数、規格)
集水面積
総貯水容量
有効貯水容量(多目的ダムの場合は目的別の容量)
満水位標高
洪水調節量
利水目的と取水量

○　附帯工事についても、その内容を明らかにする。

(例)　工事用道路　延　　長　　　　m
幅　　員　　　　m
資材置場　○ヵ所　　　延　　　　m2
土 捨 場　○ヵ所　　　延　　　　m2
捨土量　　　延　　　　m2

○　関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

(例)　　　　　　○○○工事

図面表示記号	施設の種類及び名称	管理者	工事箇所	工事内容			現　　況		
				延 長	幅 員	構 造型 式	延 長	幅 員	構 造型 式
	町道○○号線	○○町		m	m		m	m	

ロ　事業の開始及び完成の時期

○　用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。

○　申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業双方の時期を記載する。

(例)　全体計画
開始の時期　　　年　　月　　日
完成の時期　　　年　　月　　日
起業地計画
開始の時期　　　年　　月　　日
完成の時期　　　年　　月　　日

○　事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは

開始の時期　　　　　　　　　年　　月　　日

暫定供用開始の時期　　　　　年　　月　　日

完成の時期　　　　　　　　　年　　月　　日

○　事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。

○　関連事業については、本体事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ　事業に要する経費及びその財源

○　多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。

○　全体計画の事業費を記すこと。

○　経費区分をする。

（例）　1　経費

（単位：百万円）

区分／科目	全体計画に要する費用	起業地計画に要する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度以前	年度	年度	年度	年度以降
工事費							
用地費及び補償費							
その他							
計							

○　関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。

○　国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

（例）　(2)　財源

国土交通省所管	
道路整備特別会計	
項	道路事業費
目	一般国道直轄改修費

○　先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

（例）　○年度　○年度　○年度

○円　○円　○円

用地は○○県において先行取得している。

ニ　事業の施行を必要とする公益上の理由

○　次のように消極、積極の両面から考察する。

（ⅰ）　本事業を施行しなければないないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。

（ⅱ）　又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにす

ること。

（ⅲ）　本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

○　不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。

（例）　ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③川幅を広げる、④上流に分水路をつくるか、⑤当該地区を避ける河川を掘削するか等が考えられる。

○　統計による具体的な説明をすること。

（例）　道路事業　　現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5 年、10 年後の推定交通量及び増加の見通し。
交通事故の発生状況

河川事業　　現在の流下能力、被害の状況(死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額)、期待利益(かんがい受益面積、増収量及び増収額等)。

○　直接効果のみならず間接効果も記すこと。

○　附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。

○　関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。

○　記載方法

・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。
事故の危険性が高い。
交通(重量)制限している。

原　　因

道路が未改築(幅員狭く、線形悪く、勾配が急)である。
現在交通量に対し現道の許容量が小さい。
他の道路、鉄道との平面交差がある。
家屋連担地区でありながら歩道がない。
積雪時には有効幅員が狭くなる。
橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たせることになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安寧又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪期には洪水又は浸水による生命､財産に対する危険がある。

原　　　因

無堤で地盤が低い。

計画高水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の材木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調整用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ　収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

○　事業に必要な土地の面積の概数については、法第 4 条地又は起業者の所有地のように買収を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

○　現況地目、実測地積によること。

○　面積は概数によること。10 又は 100 の単位で足りる。

○　権利を収用又は使用しようとするときは、

消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請書の権利と対応させる。

○　土石砂れきを収用しようとするとき

・土石砂れきの種別、及び採取量

・土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

（例）　岩の種類　　　○○岩

採 取 量　　　○○トン

（山林　　　○○m2）

○　起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

（例）　住宅　　　戸　棟

倉庫　　　　　　棟

工場　　　　　　棟

○　事業開始の時にあった物件を記載する。

○　本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。

○　土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を消滅させる必要がある理由。

（例）　道路事業　　道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨

河川事業　　計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨

・附帯事業、関連事業についても記載する。

・権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨

・土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのための必要採取量である旨

・起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨

へ　起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

○　起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。

ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を強調すること。

○　次の３点をどのように充たしているかを明らかにすること。

①　施設の立地条件を満足させる場所であること。

②　土地所有者､その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。

③　国土計画、地域計画又は都市計画に適合していること。

○　説明の順序は次のようにすることが望ましい。

（例）　・道路事業(バイパス)

（ⅰ）　改築方法として現道拡幅とバイパス方式の２つがある旨

（ⅱ）　現道拡幅によるときは沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適当である旨を述べる。

（ⅲ）　バイパスによるときは、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートを比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。

（ⅳ）　決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。

・河川事業(引堤)

（ⅰ）　河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨

（ⅱ）　それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適当である旨を述

べる。

（iii）　引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

（iv）　決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

・全路線の改築計画からみた起業地の位置
・自然的条件（地形、地盤の高低、地層等）
・都市計画との関係
・支障物件の多少
・潰地面積の多少
・潰地の土地利用状況
・技術的な要因
・経済的な要因
・将来の発展状況

○　附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。

○　関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。

〔表題記載例〕

別　　添　　○
一般国道　号改築工事　○バイパス 標準横断図
縮 尺 100 分の 1
○　葉　中　○

〔道路記載例〕

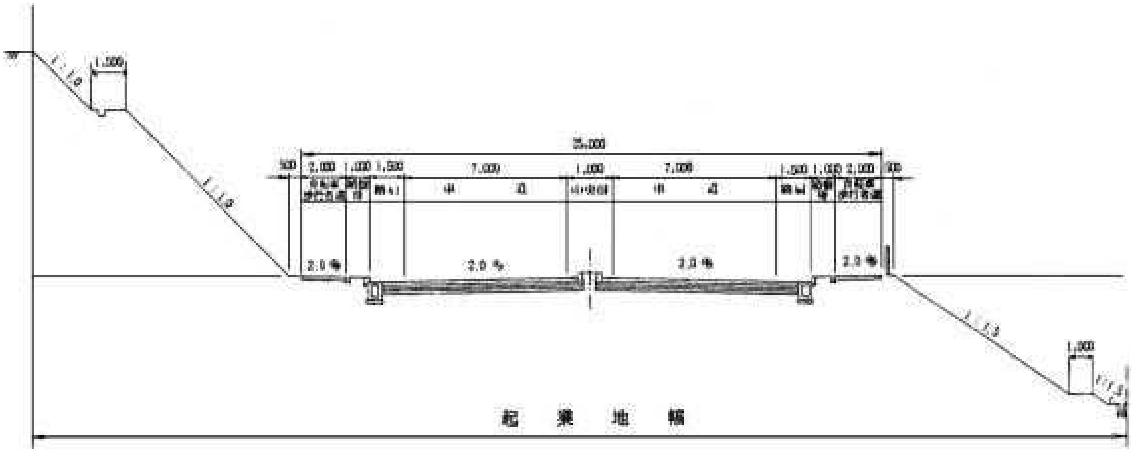

〔河川記載例〕

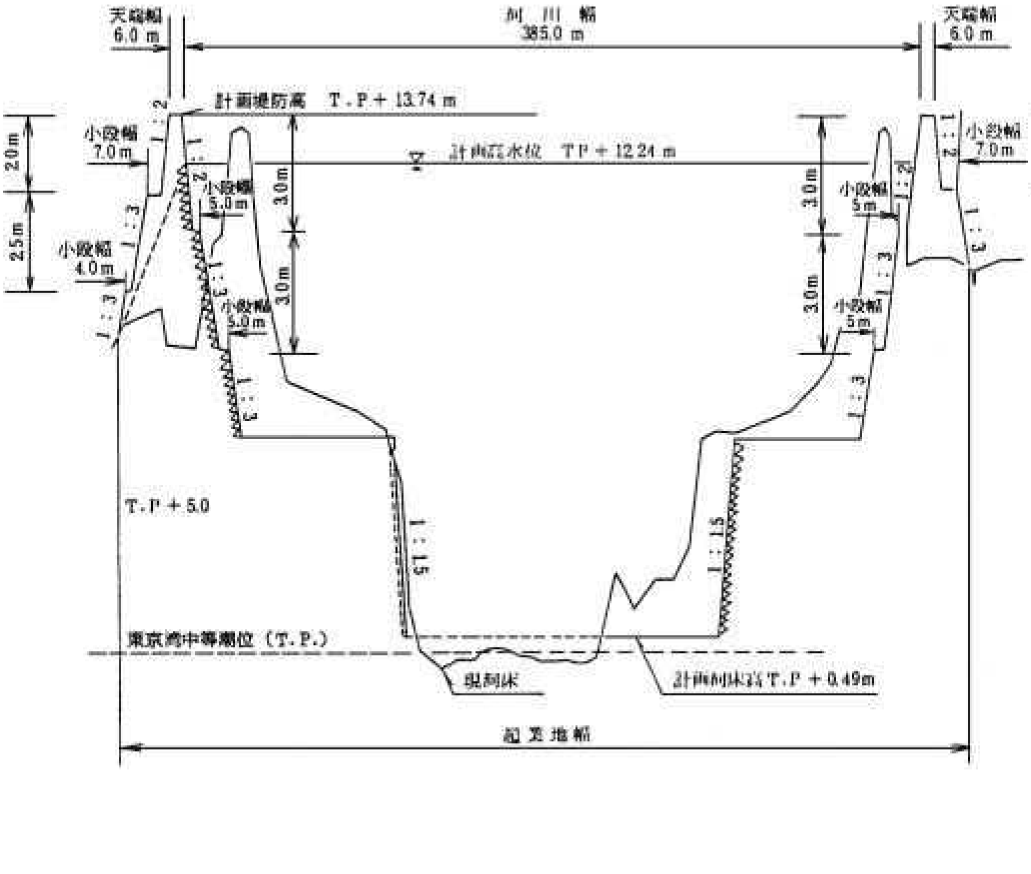

[1]

別記様式１２

その他参考書類として、次の項目について調査整理する。

担　当　課 項　　　目	用地担当課	調査・工務 担　当　課
(1)　全般的事項		
イ　ルート比較図面		○
ロ　ルート比較調書		○
※ハ　用地取得状況表	○	
※ニ　用地未取得調書、図面及び写真	○	
ホ　現状写真(平面図に撮影方向を表示したもの)	○	
へ　都市計画図及び都市計画決定公示(写)(都市計画縦覧図を含む)		○
ト　近い将来確実に発生すると予想される状況等(団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等)があればその具体的データ		○
チ　土地利用の推移	○	○
リ　人口の推移、転出入の推移	○	○
ヌ　商業販売額、工業出荷額の推移	○	○
ル　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(2)　河川改修事業		
イ　主要洪水調書		○
a　氾濫区域図		○
b　流域の被害の状況データ		○
ロ　農作物収穫量の推移	○	○
ハ　水系工事実施基本計画(写)		○
ニ　河川予定地官報告示(写)		○
ホ　流量等の算出根拠		○
へ　橋梁等の老朽度(建設年月日)		○
ト　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(3)　道路改築事業		
イ　交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ		○
ロ　推定交通量(10 年～15 年後)の算定根拠(O・D 調査表、その他)		○
ハ　道路構造(幅員、道路規格等)		○
ニ　交通事故件数の推移及び発生件数	○	○
ホ　自動車保有台数の推移	○	○
へ　バスの運行経路、回数等	○	○
ト　現道の信号機の数、平均待ち時間	○	○
チ　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(4)　ダム建設事業		
イ　事業経緯及び地元交渉経過	○	○
ロ　水系工事実施基本計画(写)		○

ハ　ダム建設に関する基本計画書官報告示(写)		○
ニ　工事計画説明表		○
ホ　工事年度別工事予定表		○
ヘ　ダム軸選定理由及び図面		○
ト　ダム天端標高決定根拠		○
チ　水系洪水被害状況調		○
リ　河川予定地官報告示(写)		○
ヌ　水道、工業用水道の法的根拠		○
ル　ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書(写)	○	
オ　パンフレット	○	○
ワ　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○

(注)　※印については、次の様式により作成すること。

(1)　用地取得状況表

(○年○月○日現在)

項目 ＼ 事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備考
	総数	解決数	解決率	取得必要面積	取得面積	取得率	
全　体	人	人	%	㎡	㎡	%	
本体事業							
関連事業							

(2)　未取得用地調書

○○県○○郡○○町地内

項目 ＼ 土地所有者等	所在地			現況地目	実測面積	取得予定面積	物件の種類・数量	摘要
	大字	字	地番					
○○○○	○○	○○		宅地	㎡	㎡	住家1棟 立木	取得価格不満
△△△△	○○	○○		田				計画反対
××××	○○	○○		畑			—	境界紛争中
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

別記様式１３

裁決申請書

① 申請書の様式は、施行規則別記様式第 10 で定められている。

国九整一用第　　号
年　　月　　日

裁　決　申　請　書

年　　月　　日事業の認定の告示のあった、一般国道○○号改築工事(○○バイパス)について、土地収用法第 39 条第 1 項の規定により、裁決を申請します。

起　業　者　東京都千代田区霞ケ関 2 丁目 1 番 3 号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○
上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号
九州地方整備局長　○　○　○　○

○○○県収用委員会御中

② 手続保留をしていた土地を収用又は使用する申請を行う場合は下記のとおり記載する。

年　　月　　日事業の認定の告示があり、　　　　年　　月　　日手続開始の告示のあった一般国道○○号改築工事(○○○バイパス)について、土地収用法第 39 条第 1 項の規定により、裁決を申請します。

別記様式１４

＊法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1　収用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)			氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地 道路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.00	50.00 20.51	A (持分2分の1) B (持分2分の1)	 ○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	 借地権者 C 抵当権者 D	 ○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

別記様式１５－１

2　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳の記載例

（イ）　見　積

補償項目 ＼ 氏　名	収用しようとする土地に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	備　　考
A	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
B	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
C			4,120,000			4,120,000	
計	6,180,000	40,558	4,120,000		1,352,550	11,693,108	

抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第 69 条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。

損失補償見積額の積算基礎については別紙のとおり

別記様式１５－２

1　収用しようとする土地に対する損失補償見積額

（ロ）　内　訳

○県○市大字○字○地内

地　番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積（㎡）	単　価（1 ㎡当たり）	損失補償見積額	土地所有者	備　　考
	公　募	現　況	公　簿（㎡）	実　測（㎡）					
1 番 2	宅　地	宅 地	350.51	250.00	200.00	0.6	6,000,000	A外 1 名	完全所有権(50,000 円／㎡及び 10,000 円／㎡)に対する底地権の割合を 60%とした。
		道 路		50.51	30.00	6,000	180,000		
計				300.51	230.00		6,180,000		

〔留意点〕　共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

別記様式１５－３

2　使用しようとする土地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1箇月当たり)	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	摘要
	公募	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)						
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	50.00	250	明渡時期から3箇月	37,500	A外1名	50,000×0.06×1／12＝250
		道路		50.51	20.51	50		3,077		10,000×0.06×1／12＝ 50
計			350.51	300.51	70.51			40,577		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式１５－４

3　収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の権利者氏名	摘要
	公募	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)					
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	20,000	4,000,000	C	完全所有権(50,000円／㎡及び10,000円／㎡)に対する地上権の割合を 40%とした。
		道路		50.51	30.00	4,000	120,000		
計			350.51	300.51	230.00		4,120,000		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式１５－５

4　残地に対する損失補償見積額の記載例

〇県〇市大字〇字〇地内

地　　番	地目		残 地 面 積 （㎡）	単　　価 （1 ㎡当たり）	損失補償見積額	土地所有者	摘　　要
	公　募	現　況					
1番2	宅　地	宅　地 道　路	50.00 20.51	25,000 5,000	1,250,000 102,550	A外1名	
計			70.51		1,352,550		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

〔留意点〕

1　申請土地に対する損失補償について、総括表を作成し、順次補償種別ごとの内訳表を作成すること。

2　見積金額に一円未満の端数が生じたときは、補償項目別の地番ごとに四捨五入すること。（施行令第1条の13）

3　権利消滅補償金については、算出の判断基準を内訳表の摘要欄に記載すること。但し、一括見積した場合は、総括表の摘要欄にその旨を記載すること。

別記様式１６

＊記載例

(4)　権利を取得し、又は消滅させる時期 　　権利取得裁決の日より30日

〔留意点〕

裁決後の、支払い及び供託事務に要する日数を監督職員の指示を受けること。

別記様式１７

土地調書の記載例①　土地調書の様式は、規則別記様式第８で定められている。

土　　地　　調　　書

1　起業者の氏名及び住所　　　　　　国土交通大臣　○　○　○　○
東京都千代田区霞ヶ関２丁目１番３号

2　事業の種類　　　　　　　　　　　一般国道○○号改築工事(○○バイパス)

3　起業地　　イ)収用の部分　　　　○県○市大字○字○及び字○地内
ロ)使用の部分　　　　○県○市大字○字○地内

4　事業の認定の告示の年月日　　　　　年　　月　　日

5　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
年　　月　　日

6　土地所有者の氏名及び住所

7　関係人の氏名及び住所

8　土地の所在、地番及び地目等

○県○市大字○字○地内

地番	地目		地籍 ㎡		収用しようとする土地の面積 ㎡	使用しようとする土地の面積 ㎡	所有権以外の権利の種類及びその内訳	権利者の氏名	実地の状況
	公募	現況	公簿	実測					
1番2	宅 地		350.51	350.51	230.00	70.51	借地権	C	現況地目 宅地及び道路

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって土地調書を作成する。

年　　月　　日

起　業　者　東京都千代田区霞ケ関２丁目１番３号
国土交通大臣　○　○　○　○

上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　○○県○○市○○番○号
九州地方整備局
○○工事事務所長　○　○　○　○　印　　(注)署名によること

立　会　人
土地所有者　○　○　○　○　印
住　　所
借地権者　○　○　○　印　　(注)署名押印とすること。
住　　所
抵当権者　○　○　○　印
住　　所

添付図面　実測平面図

〔留意事項〕

1　事業の種類　　　事業認定の告示の官報に記載されたところと同じ表示とすること。

2　起　業　地　　　収用、使用の別を分けて記載する必要はない。

3　土地所有者の氏名及び住所

イ）　名義人が死亡し、相続が存する場合の記載例

> 亡○○　○○　　　相続人
> ○○県○○市○○町○丁目○番地
> 持分２分の１
> ○○　○○
> ○○県○○市○○町○丁目○番地
> 持分４分の１
> ○○　○○
> ○○県○○市○○町○丁目○番地
> 持分４分の１
> ○○　○○の
> 上記の者のうち○○未成年につき法定代理人　親権者
> ○○県○○市○○町○丁目○番地
> 持分２分の１
> ○○　○○

ロ）　所有権について争いがあり所有者不明又は、真の所有者が登記名義人と異なる場合

> 土地所有者不明
> ただし、○○県○○市○○町○丁目○番地
> ○○　○○
> 又は、　○○県○○市○○町○丁目○番地
> ○○　○○

ハ）　名義人が死亡し相続人不存在の場合

> 土地所有者不明
> ただし、○○　○○の相続人

ニ）　土地所有者の住所不明の場合

> 住所不明
> ただし、住民票の住所
> ○○県○○市○○町○丁目○番地
> ○○　○○

別記様式１８

明渡裁決申立書

① 明渡裁決申立書の様式は、施行規則別記様式第 10 の 3 で定められている。

国九整一用第　　号

年　　月　　日

明　渡　裁　決　申　立　書

下記により、土地収用法第 47 条の 2 第 3 項に規定する明渡裁決を申立をします。

記

1　起 業 者 の 名 称　　　　　　国 土 交 通 大 臣

2　事 業 の 種 類　　　　　　　一般国道〇〇号改築工事（〇〇バイパス）

3　土地の所在、地番及び地目等

〇県〇市大字〇字〇地内

地　番	地　目		全体の面積		収用しようとする土 地 の 面 積（㎡）	使用しようとする土 地 の 面 積（㎡）
	公　簿	現　況	公 簿（㎡）	実 測（㎡）		
1番2	宅　地	宅　地	350.51	250.00	200.00	50.00
		道　路		50.51	30.51	20.51

4　権利取得裁決の有無　　　　無

申立人　起　業　者　東京都千代田区霞ケ関2丁目1番3号

国土交通大臣　〇　〇　〇　〇

上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

印

九州地方整備局長　〇　〇　〇　〇

〇 〇 県 収 用 委 員 会 御 中

別記様式１９－１

＊法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

（イ）　土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	
1 番 2	宅地	宅地 道路	A (持分 2 分の 1) B (持分 2 分の 1)	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	借地権者 C 抵当権者 Ｆ公庫代表 理 事G	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	

別記様式１９－２

（ロ）　物件の種類及び数量

○県○市大字○字○地内

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	物件所有者	物件に関して所有権以外の権利を有する者
1 番 2	宅 地	1	木造瓦葺平屋	㎡	200	C	Ｆ公庫代表理事G
		2	ブロック塀(高さ 2m 厚さ 15cm)	m	30	C	
		3	ブロック造門柱(8 段積)	本	2	C	
		4	土間コンクリート(厚さ 6cm)	㎡	20	C	
		5	黒松(樹高 2m 根回り 0.3m)	本	1	A及びB	
		6	まさき(樹高 2m 根回り 0.3m)	〃	5	〃	

〔留意点〕

1　物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。

2　物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

別記様式２０－１

＊法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳の記載例

（イ） 見 積

氏 名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移 転 雑 費	立竹木補償金	損失補償金	摘 要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

抵当権に対する権利消滅補償金については、土地収用法第 69 条但し書きにより一括見積とした。

別記様式２０－２

（ロ） 内 訳

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目	物件番号	物 件 の 種 類	単 位	数 量	単 価	金 額	所有者氏 名	摘 要
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋建物移転料計	㎡	200		15,300,000	C	
		2	ブロック塀（高さ2m厚さ15cm）	m	30	31,600	948,000	C	
		3	ブロック造門柱（8段積）	本	2	18,000	36,000	C	
		4	土間コンクリート（厚さ6cm）	㎡	20	2,550	51,000	C	
			諸 経 費				258,600		
			消費税相当額				77,600		
			工作物移転料				1,371,200		
			動産移転料	式	1		88,100	C	
			計				88,100		
			移転雑費補償金	式	1		519,800	C	
			計				519,800		
		5	黒 松（樹高 2m 根回り0.3m）	本	1	14,000	14,000	A及びB	
		6	まさき（樹高 2m 根回り0.3m）	〃	5	1,820	9,100	〃	
			諸 経 費				5,700		
			消費税相当額				100		
			立木移転料計				28,900		

別記様式２０－３

＊積算の基礎の記載例

損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文及び各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償金を算定したものである。

記

条文 ＼ 補償項目	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）	国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）
建物移転料	第 24 条	第 30 条
工作物移転料	第 24 条	第 30 条
立竹木補償金	第 29 条	第 41 条
動産移転料	第 27 条	第 34 条
移転雑費補償金		第 40 条

別記様式２１

物件調査の記載例①　物件調書の様式は、施行規則別記様式第 9 号で定められている。

物　　件　　調　　書

1　起業者の氏名及び住所　　　　国土交通大臣　○　○　○　○
東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号

2　事業の種類　　　　一般国道○○号改築工事(○○バイパス)

3　起業地　　　　○県○市大字○○字○○及び字○地内

4　事業の認定の告示の年月日　　　　年　　月　　日

5　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
年　　月　　日

6　土地所有者の氏名及び住所

7　関係人の氏名及び住所

8　物件がある土地の所在

○県○市大字○字○地内

地 番	物 件 番 号	物 件 の 種 類	単 位	数 量	物件の所有者 の 氏 名	所有権以外の権利の種類及び内容	所有者以外の 権 利 者 の　氏　名	地の状況
1 番 2	1	木造瓦葺平屋	㎡	200	C	抵当権	公庫代表理事 G	
	2	ブロック塀 (高さ 2m 厚さ 15cm)	m	30	C			
	3	ブロック造門柱 (8 段積)	本	2	C			
	4	土間コンクリート (厚さ 6cm)	㎡	20	C			
	5	黒　松 (樹高 2m 根回り 0.3m)	本	1	A 及び B			
	6	まさき (樹高 2m 根回り 0.3m)	〃	5	〃			

上記により、土地収用法第 36 条及び第 37 条の規定によって物件調書を作成する。

年　　月　　日

起　業　者　東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号
国土交通大臣　　　○　○　○　○

上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　○○県○○市○番○号
九州地方整備局
○○工事事務所長　○　○　○　○　　印　　　(注) 署名となる

立　会　人
物件所有者　　○　○　○　○　　印
住　　　所
物件所有者　　○　○　○　○　　印　　　(注) 署名押印とすること。
住　　　所
物件所有者　　○　○　○　○　　印
住　　　所

添付図面　実測平面図